

名古屋市地域防災計画

— 風水害等災害対策計画編 —

<令和元年 6 月・修正案>

名古屋市防災会議

風水害編

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	1	<p>目次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第13節 略</p> <p>第10節 避難</p> <p>第1 避難準備・高齢者等避難開始、<u>避難の勧告、避難指示（緊急）</u></p> <p>第2～第9 略</p> <p>第10節～第13節 略</p> <p>第14節 <u>災害時要援護者対策</u></p> <p>第15節～第35節 略</p> <p>第2章 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第9節 略</p> <p>第10節 避難</p> <p>第1 避難準備・高齢者等避難開始、<u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u></p> <p>第2～第9 略</p> <p>第10節～第13節 略</p> <p>第14節 <u>要配慮者対策</u></p> <p>第15節～第35節 略</p> <p>第2章 略</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
第1章 災害応急対策計画				
2	11	<p>第1節 初動活動体制</p> <p>第1 略</p> <p>第2 動員計画</p> <p>1～2 略</p> <p><u>3 (追加)</u></p> <p><u>4 (追加)</u></p>	<p>第1節 初動活動体制</p> <p>第1 略</p> <p>第2 動員計画</p> <p>1～2 略</p> <p><u>3 区指定動員の動員</u></p> <p><u>大規模風水害時において、区本部長から職員の応援要請があった場合は、区指定動員者として指定された職員の全部又は一部を当該区本部に動員し、災害応急対策を実施する。</u></p> <p><u>4 特命班の設置</u></p> <p><u>総括部の指示のもと災害の状況に応じて支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。</u></p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p>

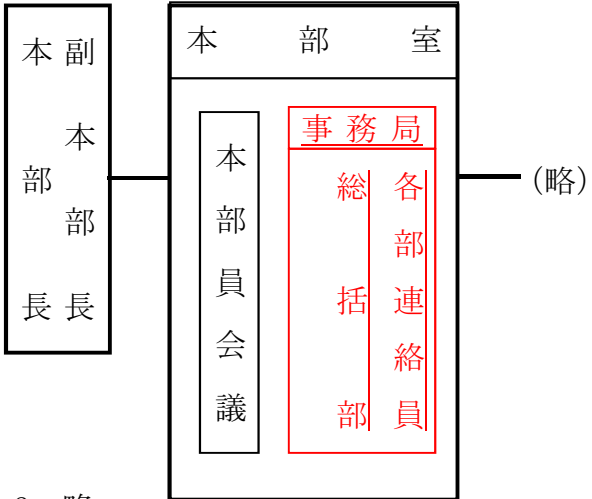
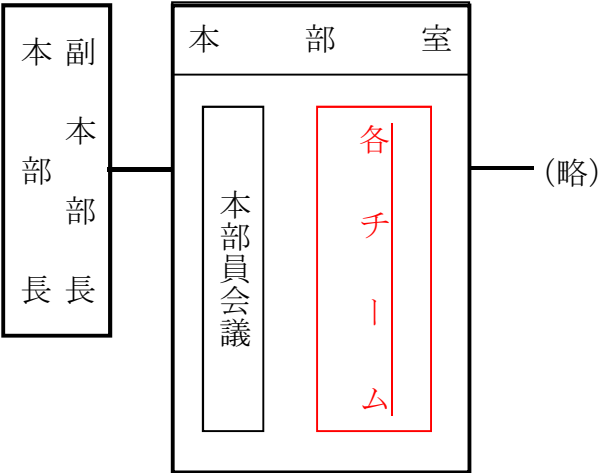
連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>3</u> 動員対象から除外する職員 略</p> <p><u>4</u> 参集時の留意事項 略</p> <p><u>5</u> 職員参集状況の記録、報告 (1) 各部・区本部の長は、職員の参集状況を毎定時ごとに記録し、その累計を使用可能な各種の情報・通信機器によって本部長に報告する。 なお、報告の時期については、あらかじめ定めておく。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>6</u> 各部・区本部の非常配備・動員計画 略</p> <p>第3 配備体制下の活動体制 略</p> <p>1 略</p> <p>2 非常配備体制下の活動 (1) 略 (2) 第2・第3非常配備 第2・第3非常配備における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。 ア 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。 本部室は、本部員会議及び本部幹事会議で編成</p>	<p><u>5</u> 動員対象から除外する職員 略</p> <p><u>6</u> 参集時の留意事項 略</p> <p><u>7</u> 職員参集状況の記録、報告 (1) 各部・区本部の長は、職員の参集状況を毎定時ごとに記録し、その累計を使用可能な各種の情報・通信機器によって本部長に報告する。 なお、報告の時期については、あらかじめ定めておく。<u>また、区指定動員者の応援要請を行った区本部長に在っては、区指定動員者の参集状況も併せて報告する。</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>8</u> 各部・区本部の非常配備・動員計画 略</p> <p>第3 配備体制下の活動体制 略</p> <p>1 略</p> <p>2 非常配備体制下の活動 (1) 略 (2) 第2・第3非常配備 第2・第3非常配備における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。 ア 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。 本部室は、本部員会議及び本部幹事会議で編成</p>	<p>表記の整理</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p>

風水害編

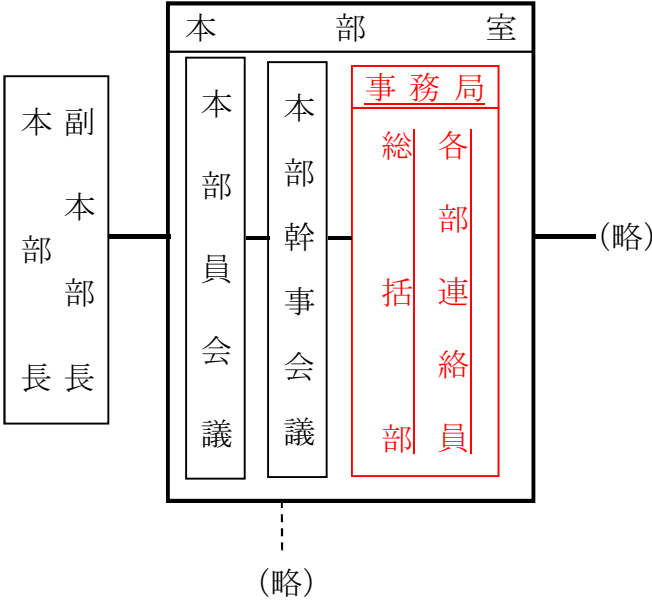
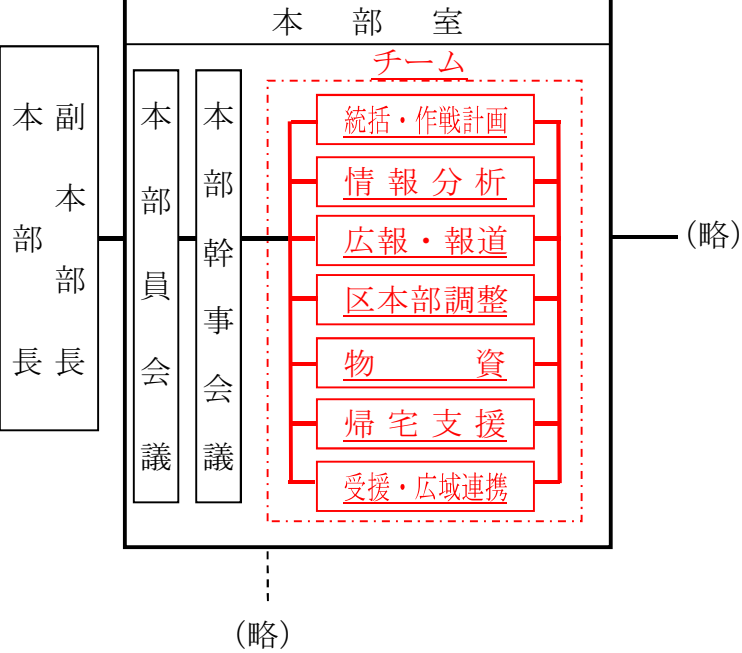
連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>し、その所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 本部員会議決定事項等の伝達 <u>本部</u>連絡員は、本部員会議決定事項について、関係事項を自部へ伝達する。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>◎ 気象関係参考 1-1-1</p> <p>1 略</p> <p>2 配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等）</p>	<p>し、その所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 本部員会議決定事項等の伝達 <u>各部</u>連絡員は、本部員会議決定事項について、関係事項を自部へ伝達する。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>◎ 気象関係参考 1-1-1</p> <p>1 略</p> <p>2 配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等）</p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p>																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td>大雨注意報 雨量基準 ・ 1時間雨量 (R1) が 30mm 以上 土壌雨量指数基準 ・ 土壌雨量指数 92 以上</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報 雨量基準 ・ 1時間雨量 (R1) が 30mm 以上 流域雨量指数基準 ・ 地蔵川流域の流域雨量指数 6 以上 ・ 荒子川流域の流域雨量指数 7 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警報</td> <td>大雨警報 雨量基準 平地 1時間雨量 (R1) が 50mm 以上 平地以外 1時間雨量 (R1) が 60mm 以上 土壌雨量指数基準 ・ 土壌雨量指数 130 以上</td> </tr> <tr> <td>暴風警報 平均風速が陸上 20m/s 以上、海上 23m/s 以上</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 雨量基準 平地 1時間雨量 (R1) が 50mm 以上 平地以外 1時間雨量 (R1) が 60mm 以上 流域雨量指数基準 ・ 地蔵川流域の流域雨量指数 9 以上 ・ 荒子川流域の流域雨量指数 13 以上</td> </tr> <tr> <td>高潮警報 (潮位：標高) 名古屋 2.5m 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>暴風雪警報 降雪を伴い平均風速が陸上 20m/s 以上、海上 23m/s 以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	注意報	大雨注意報 雨量基準 ・ 1時間雨量 (R1) が 30mm 以上 土壌雨量指数基準 ・ 土壌雨量指数 92 以上	洪水注意報 雨量基準 ・ 1時間雨量 (R1) が 30mm 以上 流域雨量指数基準 ・ 地蔵川流域の流域雨量指数 6 以上 ・ 荒子川流域の流域雨量指数 7 以上	警報	大雨警報 雨量基準 平地 1時間雨量 (R1) が 50mm 以上 平地以外 1時間雨量 (R1) が 60mm 以上 土壌雨量指数基準 ・ 土壌雨量指数 130 以上	暴風警報 平均風速が陸上 20m/s 以上、海上 23m/s 以上	洪水警報 雨量基準 平地 1時間雨量 (R1) が 50mm 以上 平地以外 1時間雨量 (R1) が 60mm 以上 流域雨量指数基準 ・ 地蔵川流域の流域雨量指数 9 以上 ・ 荒子川流域の流域雨量指数 13 以上	高潮警報 (潮位：標高) 名古屋 2.5m 以上		暴風雪警報 降雪を伴い平均風速が陸上 20m/s 以上、海上 23m/s 以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">注意報</td> <td>大雨注意報 (浸水外) (土砂災害) 表面雨量指数基準 11 土壌雨量指数基準 92</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報 流域雨量指数基準 堀川流域=16.2, 荒子川流域=18.5, 地蔵川流域=8.4, 香流川流域=11.8, 戸田川流域=5.2, 山崎川流域=10.5, 扇川流域=7.6</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報 複合基準*1 堀川流域= (11, 12.8), 荒子川流域= (7, 16.1), 地蔵川流域= (7, 8.2), 香流川流域= (11, 14.4), 山崎川流域= (11, 11.1), 扇川流域= (11, 8.6), 庄内川流域= (15, 28.9), 矢田川流域= (11, 23.5), 天白川流域= (13, 11)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警報</td> <td>指定河川洪水予報 木曾川中流 [犬山・笠松], 庄内川 [志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川 [天白川], 愛知県日光川水系 日光川 [戸荻・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水外) (土砂災害) 表面雨量指数基準 23 土壌雨量指数基準 130</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 流域雨量指数基準 堀川流域=16.2, 荒子川流域=18.5, 地蔵川流域=8.4, 香流川流域=11.8, 戸田川流域=5.2, 山崎川流域=10.5, 扇川流域=7.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水警報 複合基準*1 堀川流域= (11, 12.8), 荒子川流域= (7, 16.1), 地蔵川流域= (7, 8.2),</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	注意報	大雨注意報 (浸水外) (土砂災害) 表面雨量指数基準 11 土壌雨量指数基準 92	洪水注意報 流域雨量指数基準 堀川流域=16.2, 荒子川流域=18.5, 地蔵川流域=8.4, 香流川流域=11.8, 戸田川流域=5.2, 山崎川流域=10.5, 扇川流域=7.6	洪水注意報 複合基準*1 堀川流域= (11, 12.8), 荒子川流域= (7, 16.1), 地蔵川流域= (7, 8.2), 香流川流域= (11, 14.4), 山崎川流域= (11, 11.1), 扇川流域= (11, 8.6), 庄内川流域= (15, 28.9), 矢田川流域= (11, 23.5), 天白川流域= (13, 11)	警報	指定河川洪水予報 木曾川中流 [犬山・笠松], 庄内川 [志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川 [天白川], 愛知県日光川水系 日光川 [戸荻・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]	大雨警報 (浸水外) (土砂災害) 表面雨量指数基準 23 土壌雨量指数基準 130	洪水警報 流域雨量指数基準 堀川流域=16.2, 荒子川流域=18.5, 地蔵川流域=8.4, 香流川流域=11.8, 戸田川流域=5.2, 山崎川流域=10.5, 扇川流域=7.6		洪水警報 複合基準*1 堀川流域= (11, 12.8), 荒子川流域= (7, 16.1), 地蔵川流域= (7, 8.2),	<p>警報・注意報の発令基準の変更に伴う修正</p>
種 類	発 表 基 準																											
注意報	大雨注意報 雨量基準 ・ 1時間雨量 (R1) が 30mm 以上 土壌雨量指数基準 ・ 土壌雨量指数 92 以上																											
	洪水注意報 雨量基準 ・ 1時間雨量 (R1) が 30mm 以上 流域雨量指数基準 ・ 地蔵川流域の流域雨量指数 6 以上 ・ 荒子川流域の流域雨量指数 7 以上																											
警報	大雨警報 雨量基準 平地 1時間雨量 (R1) が 50mm 以上 平地以外 1時間雨量 (R1) が 60mm 以上 土壌雨量指数基準 ・ 土壌雨量指数 130 以上																											
	暴風警報 平均風速が陸上 20m/s 以上、海上 23m/s 以上																											
	洪水警報 雨量基準 平地 1時間雨量 (R1) が 50mm 以上 平地以外 1時間雨量 (R1) が 60mm 以上 流域雨量指数基準 ・ 地蔵川流域の流域雨量指数 9 以上 ・ 荒子川流域の流域雨量指数 13 以上																											
	高潮警報 (潮位：標高) 名古屋 2.5m 以上																											
	暴風雪警報 降雪を伴い平均風速が陸上 20m/s 以上、海上 23m/s 以上																											
種 類	発 表 基 準																											
注意報	大雨注意報 (浸水外) (土砂災害) 表面雨量指数基準 11 土壌雨量指数基準 92																											
	洪水注意報 流域雨量指数基準 堀川流域=16.2, 荒子川流域=18.5, 地蔵川流域=8.4, 香流川流域=11.8, 戸田川流域=5.2, 山崎川流域=10.5, 扇川流域=7.6																											
	洪水注意報 複合基準*1 堀川流域= (11, 12.8), 荒子川流域= (7, 16.1), 地蔵川流域= (7, 8.2), 香流川流域= (11, 14.4), 山崎川流域= (11, 11.1), 扇川流域= (11, 8.6), 庄内川流域= (15, 28.9), 矢田川流域= (11, 23.5), 天白川流域= (13, 11)																											
警報	指定河川洪水予報 木曾川中流 [犬山・笠松], 庄内川 [志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川 [天白川], 愛知県日光川水系 日光川 [戸荻・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]																											
	大雨警報 (浸水外) (土砂災害) 表面雨量指数基準 23 土壌雨量指数基準 130																											
	洪水警報 流域雨量指数基準 堀川流域=16.2, 荒子川流域=18.5, 地蔵川流域=8.4, 香流川流域=11.8, 戸田川流域=5.2, 山崎川流域=10.5, 扇川流域=7.6																											
	洪水警報 複合基準*1 堀川流域= (11, 12.8), 荒子川流域= (7, 16.1), 地蔵川流域= (7, 8.2),																											

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																										
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">特別警報</td> <td>大雨特別警報 (浸水害)</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報 (土砂災害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td></td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td></td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> <td></td> </tr> </table> <p>※<u>土壌雨量指数</u>： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。</p> <p>※<u>流域雨量指数</u> 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。</p> <p>※<u>平坦地、平坦地以外の定義</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域 平坦地以外：上記以外 <p>※<u>R1：1時間雨量</u></p> <p>3 津波警報・情報等の種類と発表基準（津波警報等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>発表される値</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合</td> <td>5m、10m、10m超</td> <td>巨大</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合</td> <td>3m</td> <td>高い</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> </tr> <tr> <td>津波予報</td> <td>津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表) 【津波の心配はありません。】</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特別警報	大雨特別警報 (浸水害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		大雨特別警報 (土砂災害)			暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高潮特別警報		高潮になると予想される場合	波浪特別警報		高波になると予想される場合	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		種類	発表基準	発表される値	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	5m、10m、10m超	巨大	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3m	高い	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m	(表記なし)	津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表) 【津波の心配はありません。】			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>香流川流域=(7, 11.8), 戸田川流域=(13, 2.6), 山崎川流域=(11, 5.9), 扇川流域=(7, 7.6), 庄内川流域=(7, 17.6), 新川流域=(7, 19.6), 矢田川流域=(11, 17.3), 天白川流域=(13, 9.9), 日光川流域=(7, 24.1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報</td> <td>庄内川〔志段味・枇杷島・瀬古〕, 愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕, 愛知県日光川水系 日光川〔戸荻・古瀬〕, 愛知県庄内川水系 新川〔水場川外水位〕</td> </tr> <tr> <td>暴風警報</td> <td>平均風速</td> <td>陸上 13m/s 海上 16m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>平均風速</td> <td>陸上 13m/s 雪を伴う 海上 16m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td>潮位</td> <td>2.5 m</td> </tr> </table> <p>※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。</p> <p>3 津波警報・情報等の種類と発表基準（津波警報等）</p> <p>(1) 津波警報等の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高</td> <td>1m</td> <td>(表記しない)</td> </tr> </tbody> </table>			香流川流域=(7, 11.8), 戸田川流域=(13, 2.6), 山崎川流域=(11, 5.9), 扇川流域=(7, 7.6), 庄内川流域=(7, 17.6), 新川流域=(7, 19.6), 矢田川流域=(11, 17.3), 天白川流域=(13, 9.9), 日光川流域=(7, 24.1)		指定河川洪水予報	庄内川〔志段味・枇杷島・瀬古〕, 愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕, 愛知県日光川水系 日光川〔戸荻・古瀬〕, 愛知県庄内川水系 新川〔水場川外水位〕	暴風警報	平均風速	陸上 13m/s 海上 16m/s	暴風雪警報	平均風速	陸上 13m/s 雪を伴う 海上 16m/s 雪を伴う	高潮警報	潮位	2.5 m	種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	津波注意報	予想される津波の高	1m	(表記しない)	<p>警報・注意報の発令基準の変更に伴う修正</p>
特別警報	大雨特別警報 (浸水害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																																																												
	大雨特別警報 (土砂災害)																																																																													
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により		暴風が吹くと予想される場合																																																																										
	高潮特別警報			高潮になると予想される場合																																																																										
	波浪特別警報			高波になると予想される場合																																																																										
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																																																												
種類	発表基準	発表される値	定性的表現での発表																																																																											
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	5m、10m、10m超	巨大																																																																											
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3m	高い																																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m	(表記なし)																																																																											
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表) 【津波の心配はありません。】																																																																													
		香流川流域=(7, 11.8), 戸田川流域=(13, 2.6), 山崎川流域=(11, 5.9), 扇川流域=(7, 7.6), 庄内川流域=(7, 17.6), 新川流域=(7, 19.6), 矢田川流域=(11, 17.3), 天白川流域=(13, 9.9), 日光川流域=(7, 24.1)																																																																												
	指定河川洪水予報	庄内川〔志段味・枇杷島・瀬古〕, 愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕, 愛知県日光川水系 日光川〔戸荻・古瀬〕, 愛知県庄内川水系 新川〔水場川外水位〕																																																																												
暴風警報	平均風速	陸上 13m/s 海上 16m/s																																																																												
暴風雪警報	平均風速	陸上 13m/s 雪を伴う 海上 16m/s 雪を伴う																																																																												
高潮警報	潮位	2.5 m																																																																												
種類	発表基準	発表される津波の高さ																																																																												
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																																																											
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大																																																																											
		10m (5m<予想高さ≤10m)																																																																												
		5m (3m<予想高さ≤5m)																																																																												
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い																																																																											
津波注意報	予想される津波の高	1m	(表記しない)																																																																											

連番	頁	修正前	修正後	備考																							
		<table border="1" data-bbox="286 231 683 427"> <tr> <td data-bbox="286 231 421 327">0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td data-bbox="421 231 683 327"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 327 421 427">津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td data-bbox="421 327 683 427"></td> </tr> </table> <p data-bbox="255 437 1050 708"><u>注)1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合には、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</u></p> <p data-bbox="255 724 1050 852"><u>注)2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</u></p> <p data-bbox="255 1203 353 1235">4 略</p>	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)		津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)		<table border="1" data-bbox="1093 231 1865 379"> <tr> <td data-bbox="1093 231 1227 379">さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td data-bbox="1227 231 1429 379">(0.2m≦予想高さ≦1m)</td> <td data-bbox="1429 231 1865 379"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1285 389 1865 421"><u>*大津波警報を「特別警報」に位置づけている。</u></p> <p data-bbox="1106 485 1397 517"><u>(2) 津波情報の種類</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 523 1865 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 523 1391 560">種類</th> <th data-bbox="1391 523 1865 560">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 560 1391 730">津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td data-bbox="1391 560 1865 730">各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 730 1391 783">各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td data-bbox="1391 730 1865 783">主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 783 1391 836">津波観測に関する情報</td> <td data-bbox="1391 783 1865 836">沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 836 1391 911">沖合の津波観測に関する情報</td> <td data-bbox="1391 836 1865 911">沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1106 919 1308 951"><u>(3) 津波予報</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 959 1865 1187"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 959 1384 995">発表される場合</th> <th data-bbox="1384 959 1865 995">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 995 1384 1082">0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td> <td data-bbox="1384 995 1865 1082">高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1082 1384 1187">津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td> <td data-bbox="1384 1082 1865 1187">津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1093 1198 1173 1230">4 略</p>	さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	(0.2m≦予想高さ≦1m)		種類	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	発表される場合	内容	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	
0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)																											
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)																											
さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	(0.2m≦予想高さ≦1m)																										
種類	内容																										
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。																										
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																										
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																										
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																										
発表される場合	内容																										
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																										
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																										
3	29	<p data-bbox="255 1294 801 1374">第2節 災害警戒本部の設置及び運営 略</p> <p data-bbox="255 1390 376 1422">第1 略</p> <p data-bbox="255 1437 696 1469">第2 警戒本部の組織及び運営</p>	<p data-bbox="1077 1294 1621 1374">第2節 災害警戒本部の設置及び運営 略</p> <p data-bbox="1077 1390 1198 1422">第1 略</p> <p data-bbox="1077 1437 1518 1469">第2 警戒本部の組織及び運営</p>																								

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>警戒本部の組織及び運営は、災害対策基本法の趣旨に則り、名古屋市災害警戒本部運営要綱の定めるところにより、次のとおりとする。ただし、状況により、部及び区本部を限定して組織することができる。</p> <p>1 本部組織図中</p>  <p>2 ～ 3 略</p> <p>4</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) <u>各部連絡員</u>は、東庁舎 8 階災害対策本部室に常駐する。</p> <p>5 本部の事務等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>部及び区本部</u>の組織及び運営については、災害対策本部が設置された場合と同一とする。</p>	<p>警戒本部の組織及び運営は、災害対策基本法の趣旨に則り、名古屋市災害警戒本部運営要綱の定めるところにより、次のとおりとする。ただし、状況により、部及び区本部を限定して組織することができる。</p> <p>1 本部組織図中</p>  <p>2 ～ 3 略</p> <p>4</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) <u>連絡員</u>は、東庁舎 8 階災害対策本部室に常駐する。</p> <p>5 本部の事務等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>チーム、部及び区本部</u>の組織及び運営については、災害対策本部が設置された場合と同一とする。</p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考																																				
		ただし、区本部室（区連絡会議・区本部連絡員室）は設置しないこととする。	ただし、区本部室（区連絡会議・区本部連絡員室）は設置しないこととする。																																					
4	31	<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営 略</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>1 設置 市長は、次の基準に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 ＝災害対策本部設置基準＝</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>気象業務法に基づく<u>大津波警報</u>が伊勢・三河湾に発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td>6～7</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>3 設置及び廃止の通知 本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知、公表先</th> <th>通知及び公表の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td> <td><u>庶務部広報班長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 本部の組織及び運営 略</p> <p>1 本部組織図中</p>	1～4	略	5	気象業務法に基づく <u>大津波警報</u> が伊勢・三河湾に発表されたとき。	6～7	略	通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	略			住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	<u>庶務部広報班長</u>	略			<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営 略</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>1 設置 市長は、次の基準に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 ＝災害対策本部設置基準＝</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>気象業務法に基づく<u>津波警報、大津波警報</u>が伊勢・三河湾に発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td>6～7</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>3 設置及び廃止の通知 本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知、公表先</th> <th>通知及び公表の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td> <td><u>総括部総務班</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 本部の組織及び運営 略</p> <p>1 本部組織図中</p>	1～4	略	5	気象業務法に基づく <u>津波警報、大津波警報</u> が伊勢・三河湾に発表されたとき。	6～7	略	通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	略			住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	<u>総括部総務班</u>	略			<p>表記の整備</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p>
1～4	略																																							
5	気象業務法に基づく <u>大津波警報</u> が伊勢・三河湾に発表されたとき。																																							
6～7	略																																							
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																																						
略																																								
住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	<u>庶務部広報班長</u>																																						
略																																								
1～4	略																																							
5	気象業務法に基づく <u>津波警報、大津波警報</u> が伊勢・三河湾に発表されたとき。																																							
6～7	略																																							
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																																						
略																																								
住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	<u>総括部総務班</u>																																						
略																																								

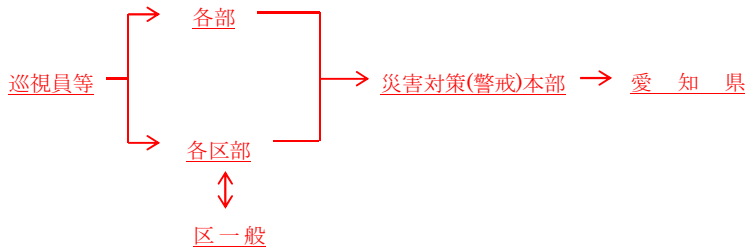
連番	頁	修正前	修正後	備考
		 <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 本部員会議</p> <p>ア 略</p> <p>イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p>	 <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 本部員会議</p> <p>ア 略</p> <p>イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p>

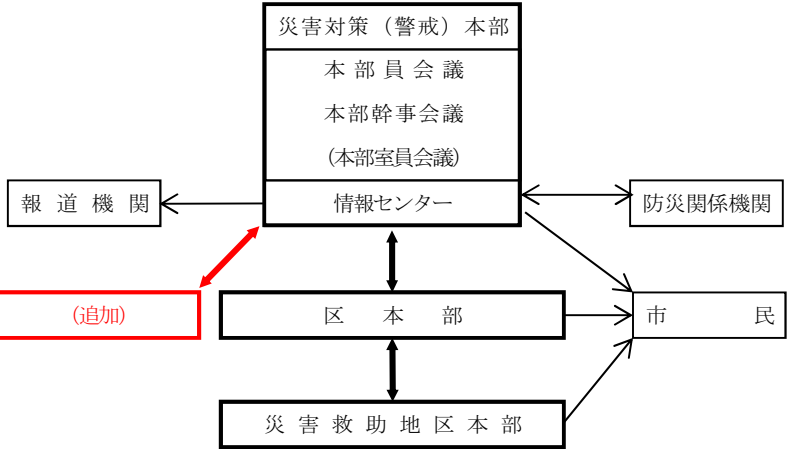
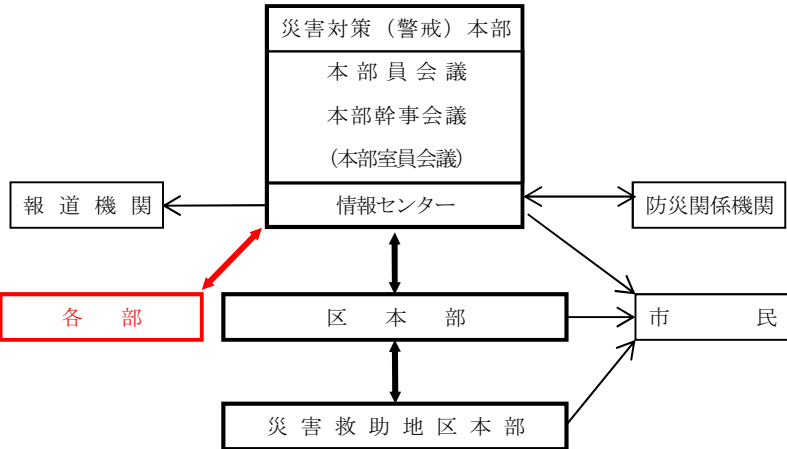
連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(イ) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）</u> に関すること。</p> <p>(ウ) ～ (チ) 略</p> <p>ウ ～ オ 略</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>(6) <u>各部連絡員</u>は、東庁舎 8 階災害対策本部室に常駐し、各部幹事を補佐する。</p> <p><u>(7) 応急対策の重点の変化等に対応するため、関係部によるプロジェクトチームを適宜構成する等適切な本部室運営を実施する。</u></p> <p><u>5 (追加)</u></p> <p><u>5</u> 部 (班・隊) 略</p> <p><u>6</u> 区本部 略</p> <p><u>7</u> 現地本部 略</p> <p><u>8</u> 災害救助地区本部の設置・運営等 略</p>	<p>(イ) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報</u>に関すること。</p> <p>(ウ) ～ (チ) 略</p> <p>ウ ～ オ 略</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>(6) <u>連絡員</u>は、東庁舎 8 階災害対策本部室に常駐し、各部幹事を補佐する。</p> <p><u>(7) (削除)</u></p> <p><u>5 チーム</u></p> <p><u>(1) 本部長は、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に調整・決定するため、本部にチームを置き、連絡員を動員して事務を分掌させる。</u></p> <p><u>(2) チームに主管部を置く。</u></p> <p><u>(3) その他、本部長が必要と認めたときは関係部によるプロジェクトチームを適宜構成する。</u></p> <p><u>6</u> 部 (班・隊) 略</p> <p><u>7</u> 区本部 略</p> <p><u>8</u> 現地本部 略</p> <p><u>9</u> 災害救助地区本部の設置・運営等 略</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインに改定に伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>表記の整理</p>

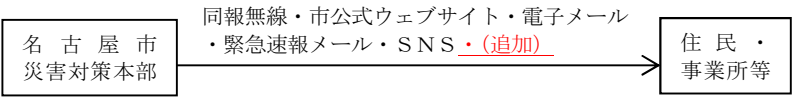
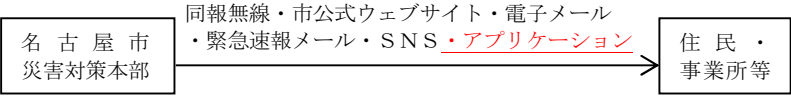
連番	頁	修正前	修正後	備考																																																										
		<p>9 本部並びに本部職員の標識等 略 第3 略 第4 大規模災害時の初動活動 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動の区分</th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">情報</td> <td>被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達</td> <td>→→</td> <td>被害情報、各種応急復旧対策の収集</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 (災害時要援護者、外国への広報)</td> <td>被災者の生活情報の収集伝達</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td>災害広報紙の発行、配布</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>市外避難者への情報提供</td> </tr> <tr> <td>安否確認（職員等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害時要援護者への対応</td> <td>安否確認、要援護者の被災状況の把握</td> <td>→→</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の確保</td> <td>→→</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時要援護者支援の全体計画の作成 重度の要介護者の施設への緊急入所</td> <td>福祉保健サービスの提供 →→</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5～第6 略</p>	活動の区分	第1段階	第2段階	第3段階	情報	被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	被害情報、各種応急復旧対策の収集	被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 (災害時要援護者 、外国への広報)	被災者の生活情報の収集伝達	→→	災害広報紙の発行、配布	→→			市外避難者への情報提供	安否確認（職員等）			災害時要援護者 への対応	安否確認、 要援護者 の被災状況の把握	→→	→→	福祉避難所の確保	→→	→→		災害時要援護者 支援の全体計画の作成 重度の要介護者の施設への緊急入所	福祉保健サービスの提供 →→	<p>10 本部並びに本部職員の標識等 略 第3 略 第4 大規模災害時の初動活動 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動の区分</th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">情報</td> <td>被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達</td> <td>→→</td> <td>被害情報、各種応急復旧対策の収集</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 (要配慮者、外国への広報)</td> <td>被災者の生活情報の収集伝達</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td>災害広報紙の発行、配布</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>市外避難者への情報提供</td> </tr> <tr> <td>安否確認（職員等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">要配慮者への対応</td> <td>安否確認、要配慮者の被災状況の把握</td> <td>→→</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の確保</td> <td>→→</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要配慮者支援の全体計画の作成 重度の要介護者の施設への緊急入所</td> <td>福祉保健サービスの提供 →→</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5～第6 略</p>	活動の区分	第1段階	第2段階	第3段階	情報	被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	被害情報、各種応急復旧対策の収集	被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 (要配慮者 、外国への広報)	被災者の生活情報の収集伝達	→→	災害広報紙の発行、配布	→→			市外避難者への情報提供	安否確認（職員等）			要配慮者 への対応	安否確認、 要配慮者 の被災状況の把握	→→	→→	福祉避難所の確保	→→	→→		要配慮者 支援の全体計画の作成 重度の要介護者の施設への緊急入所	福祉保健サービスの提供 →→	<p>表記の整理</p> <p>名古屋市防災条例の改正の伴う修正</p>
活動の区分	第1段階	第2段階	第3段階																																																											
情報	被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	被害情報、各種応急復旧対策の収集																																																											
	被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 (災害時要援護者 、外国への広報)	被災者の生活情報の収集伝達	→→																																																											
		災害広報紙の発行、配布	→→																																																											
			市外避難者への情報提供																																																											
安否確認（職員等）																																																														
災害時要援護者 への対応	安否確認、 要援護者 の被災状況の把握	→→	→→																																																											
	福祉避難所の確保	→→	→→																																																											
		災害時要援護者 支援の全体計画の作成 重度の要介護者の施設への緊急入所	福祉保健サービスの提供 →→																																																											
活動の区分	第1段階	第2段階	第3段階																																																											
情報	被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	被害情報、各種応急復旧対策の収集																																																											
	被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 (要配慮者 、外国への広報)	被災者の生活情報の収集伝達	→→																																																											
		災害広報紙の発行、配布	→→																																																											
			市外避難者への情報提供																																																											
安否確認（職員等）																																																														
要配慮者 への対応	安否確認、 要配慮者 の被災状況の把握	→→	→→																																																											
	福祉避難所の確保	→→	→→																																																											
		要配慮者 支援の全体計画の作成 重度の要介護者の施設への緊急入所	福祉保健サービスの提供 →→																																																											
5	49	<p>第4節 情報連絡活動 略 第1 気象情報等の収集・伝達 1～6 略 7 災害危険箇所等の情報 災害危険箇所等としては、各河川堤防及びため池にかかると水防注意箇所並びに急傾斜地崩壊危険区域</p>	<p>第4節 情報連絡活動 略 第1 気象情報等の収集・伝達 1～6 略 7 災害危険箇所等の情報 災害危険箇所等としては、各河川堤防及びため池にかかると水防注意箇所並びに急傾斜地崩壊危険区域</p>																																																											

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>又はがけ崩れ注意箇所並びに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域があり、出水時においては、巡回監視により災害危険箇所等の情報収集に努め、<u>災害発生防止及び災害発生後の被害の拡大防止</u>のための措置を講ずるものとする。なお、情報の伝達系統については、次のとおりとする。</p>	<p>又はがけ崩れ注意箇所並びに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域があり、出水時においては、巡回監視により災害危険箇所等の情報収集に努め、<u>災害発生防止</u>のための措置を講ずるものとする。なお、情報の伝達系統については、次のとおりとする。</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>
		<p>(1) 略 (2) ため池の情報</p>	<p>(1) 略 (2) ため池の情報</p>	<p>図の修正</p>
		<p>(3) 略 (4) <u>堤防決壊</u>等の情報</p>	<p>(3) 略 (4) <u>堤防の異常</u>等の情報</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>
		<p><u>注1</u> <u>堤防決壊</u>等とは、堤防その他の施設の<u>全部又は一</u></p>	<p><u>注</u> <u>堤防の異常</u>等とは、堤防その他の施設に<u>異常が認め</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>部が損壊して氾濫した場合又は氾濫の恐れがある場合等（越水による場合等も含む。）をいう。</u></p> <p><u>注2 堤防決壊等に起因した氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告する。</u></p> <p><u>① 人的被害については、「様式4」（愛知県地域防災計画）住家被害については、「様式2」（愛知県地域防災計画）により、愛知県水防本部（災害対策本部設置時は災害対策本部）へ報告する。</u></p> <p><u>② 公共土木施設被害については、「様式6」（愛知県地域防災計画）により、管轄する県建設事務所、農林水産事務所へ報告する。</u></p> <p>(5) 急傾斜地崩壊危険区域の情報 土木隊、消防隊及び区本部は、土砂災害の<u>前兆現象及び発生時における災害の状況</u>の早期把握に努め、<u>被害拡大防止のための措置を講ずるとともに、土地の管理者又は危険箇所周辺の住民等に注意を喚起する。</u> なお、情報の伝達系統は、次のとおりとする。 図略 (6) ～ (7) 略 <u>8 （追加）</u></p>	<p><u>られ氾濫の恐れがある場合</u>をいう。</p> <p><u>注2 （削除）</u></p> <p>(5) 急傾斜地崩壊危険区域の情報 土木隊、消防隊及び区本部は、土砂災害の<u>前兆現象</u>の早期把握に努め、<u>（削除）</u>土地の管理者又は危険箇所周辺の住民等に注意を喚起する。 なお、情報の伝達系統は、次のとおりとする。 図略 (6) ～ (7) 略 <u>8 災害発生の情報</u> <u>災害が発生している状況を把握した巡視員等は、災害対策（警戒）本部へ報告する。</u> <u>なお、情報の伝達系統は次のとおりとする。</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設</p> <p>災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎8階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、災害に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は、各部連絡員（本部室員）を通じて応急対策活動に必要な</p>	 <p><u>注1 災害による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告する。</u></p> <p>① <u>災害発生状況等については「様式2」（愛知県地域防災計画）、人的被害については「様式3」（愛知県地域防災計画）により、愛知県災害対策本部へ報告する。</u></p> <p>② <u>公共土木施設被害については、「様式4」（愛知県地域防災計画）により、管轄する県建設事務所、農林水産事務所へ報告する。</u></p> <p><u>注2 災害対策（警戒）本部から災害発生情報を伝達する情報系統は「第10節 避難」の定めるところによる。</u></p> <p>第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設</p> <p>災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎8階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、災害に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は、各部連絡員（本部室員）を通じて応急対策活動に必要な</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>情報を情報センターに報告しなければならない。</p> <p><u>1 情報センターの運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 幹事長 (本部室長) <ul style="list-style-type: none"> 総括部 ----- 市総括情報の管理 庶務部資料班・誘導班 (庶務部) -- 市総括情報の収集、整理 庶務部職員班 (庶務部) ----- 職員参集状況の収集 各部連絡員 (各部本部室員) ----- 担当部の情報に関する収集状況のチェック、内容精査及び本部幹事会議への報告書の作成 庶務部広報班 (庶務部) ----- 報道機関への情報提供の調整 <p><u>2 情報センターの位置づけ</u></p>  <p>第3～第4略</p>	<p>必要な情報を情報センターに報告しなければならない。</p> <p><u>1 (削除)</u></p> <p><u>(情報センターの位置づけ)</u></p>  <p>第3～第4略</p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p>
6	78	<p>第5節 広報・広聴活動 略 第1 広報活動</p>	<p>第5節 広報・広聴活動 略 第1 広報活動</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 略</p> <p>2 災害発生直後の広報事項の伝達系統</p>  <p>同報無線・市公式ウェブサイト・電子メール ・緊急速報メール・SNS・<u>(追加)</u></p> <p>名古屋市 災害対策本部 → 住民・ 事業所等</p> <p>3 広報の方法</p> <p>(1) ～ (8) 略</p> <p><u>(9) (追加)</u></p> <p><u>(10) (追加)</u></p> <p>4 <u>災害時要援護者</u>への広報</p> <p>(1) 障害者</p> <p>聴覚障害者に対しては、<u>広報紙やチラシにより情報提供を行うとともに、手話通訳、文字情報を取り入れたテレビ報道を要請する。</u></p> <p>視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返しての<u>情報提供を要請する</u>とともに、可能な限りの手段で情報提供を行う。</p> <p>また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。</p>	<p>1 略</p> <p>2 災害発生直後の広報事項の伝達系統</p>  <p>同報無線・市公式ウェブサイト・電子メール ・緊急速報メール・SNS・<u>アプリケーション</u></p> <p>名古屋市 災害対策本部 → 住民・ 事業所等</p> <p>3 広報の方法</p> <p>(1) ～ (8) 略</p> <p><u>(9) アプリケーションの活用</u> <u>アプリケーションを活用し、災害に関する情報の広報を行う。</u></p> <p><u>(10) 臨時災害放送局による広報</u> <u>「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき、臨時災害放送局が開設された場合は、必要な広報を行う。</u></p> <p>4 <u>要配慮者</u>への広報</p> <p>(1) 障害者</p> <p>聴覚障害者に対しては、<u>手話通話、文字情報を取り入れたテレビ報道を報道機関に要請するとともに、広報誌やチラシ、電子メールその他可能な限りの手段で情報提供を行う。</u></p> <p>視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返しての<u>情報提供を報道機関に要請する</u>とともに、可能な限りの手段で情報提供を行う。</p> <p>また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら</p>	<p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p> <p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市障害者基本計画の内容に合わせ修正</p>

風水害編

連番	頁	修正前	修正後	備考																				
		(2) 略 第2 略	的確な情報を提供する。 (2) 略 第2 略																					
7	84	<p>第7節 応援要請 略</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>締 結 団 体 ・ 機 関</th> <th>所 管 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</td> <td>新潟市水道局</td> <td rowspan="3">上下水道局</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書</td> <td>名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ～ 5 略 第2 ～ 第3 略</p>	名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局	災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	新潟市水道局	上下水道局	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	<p>第7節 応援要請 略</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>締 結 団 体 ・ 機 関</th> <th>所 管 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</td> <td>新潟市水道局</td> <td rowspan="3">上下水道局</td> </tr> <tr> <td><u>地震等緊急時における相互応援に関する協定</u></td> <td><u>横浜市水道局</u></td> </tr> <tr> <td>東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書</td> <td>名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ～ 5 略 第2 ～ 第3 略</p>	名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局	災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	新潟市水道局	上下水道局	<u>地震等緊急時における相互応援に関する協定</u>	<u>横浜市水道局</u>	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	協定の追加に伴う修正
名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局																						
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	新潟市水道局	上下水道局																						
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																							
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県																							
名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局																						
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	新潟市水道局	上下水道局																						
<u>地震等緊急時における相互応援に関する協定</u>	<u>横浜市水道局</u>																							
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県																							
8	94	<p>第8節 水防活動 略</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p>第3 通信連絡系統</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p>5 排水調整の連絡</p>	<p>第8節 水防活動 略</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p>第3 通信連絡系統</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p>5 排水調整の連絡</p>																					

風水害編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1) ～ (3) 略 (4) 戸田川 (略) ←→ 名古屋市災害対策 (警戒)本部 ←→ (略) ↓ (略) 6 ～ 7 略 8 堀川口防潮水門の開閉連絡 災害対策(警戒) → 緑政土木局 → 関係土木隊 本部 第4 略</p>	<p>(1) ～ (3) 略 (4) 戸田川 (略) ←→ 災害対策 (警戒)本部 ←→ (略) ↓ (略) 6 ～ 7 略 8 堀川口防潮水門の開閉連絡 災害対策(警戒) → 緑政土木部 → 関係土木隊 本部 第4 略</p>	<p>表記の整理 文字の修正</p>
9	105	<p>第9節 消防活動 略 第1 ～ 第3 略 第4 消防部隊の運用 略 1 消防本部室における部隊運用の基本方針 (1) ～ (4) 略 (5) 避難勧告、避難指示(緊急)が発令された場合は、 災害の拡大状況及び部隊の運用状況を勘案し、避難 路及び避難地の安全確保を主眼とした部隊運用を実 施するものとする。 2 ～ 3 略 第5 ～ 第7 略</p>	<p>第9節 消防活動 略 第1 ～ 第3 略 第4 消防部隊の運用 略 1 消防本部室における部隊運用の基本方針 (1) ～ (4) 略 (5) 避難勧告、避難指示(緊急)又は災害発生情報が 発令された場合は、災害の拡大状況及び部隊の運用 状況を勘案し、避難路及び避難地の安全確保を主眼 とした部隊運用を実施するものとする。 2 ～ 3 略 第5 ～ 第7 略</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
10	110	<p>第10節 避難</p> <p>風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を一時収容するため避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、<u>(追加)</u> 避難誘導及び避難所の開設等について定める。</p> <p>第1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、避難指示（緊急）</u></p> <p>1 避難勧告・避難指示（緊急）の発令者</p> <p>災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、<u>避難勧告・避難指示（緊急）を発令する</u>。なお、<u>災対法</u>など関係法令により次表のとおり避難の勧告・<u>避難指示（緊急）</u>を行い得るよう定められている。</p> <table border="1" data-bbox="286 1145 1021 1289"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>勧告、指示の区分</th> <th>災害の種類</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>勧告、指示</td> <td>災害全般</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※（追加）</u></p> <p><u>2（追加）</u></p>	実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法	市長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条	略				<p>第10節 避難</p> <p>風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を一時収容するため避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、<u>災害発生情報</u>、避難誘導及び避難所の開設等について定める。</p> <p>第1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u></p> <p>1 避難勧告・避難指示（緊急）の発令者</p> <p>災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、<u>避難を勧告し、指示する</u>。なお、<u>災害対策基本法</u>など関係法令により次表のとおり避難の勧告、<u>指示</u>を行い得るよう定められている。</p> <table border="1" data-bbox="1093 1145 1827 1289"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>勧告、指示の区分</th> <th>災害の種類</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>勧告、指示</td> <td>災害全般</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※「災害発生情報」は、災害対策基本法第60条に基づく「指示」にあたる。</u></p> <p><u>2 警戒レベルの設定</u></p> <p><u>避難情報ごとに市民がとるべき行動を明確化し、市</u></p>	実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法	市長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条	略				<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの</p>
実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法																									
市長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条																									
略																												
実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法																									
市長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条																									
略																												

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>2 避難準備・高齢者等避難開始の<u>発表</u>基準等</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>市民が余裕をもって適切な<u>避難行動ができる</u>よう、現時点では「避難勧告」の発令には至らないが、今後この気象状況が継続すると、避難を要する状況になる可能性があるとして判断される場合「避難準備・高齢者等避難開始」を<u>発表する。</u></p> <p><u>また、高齢者、障害者などの災害時要援護者で、特に避難に時間を要する市民が自主避難を開始する目安とする。</u></p> <p>(2) <u>発表</u>基準</p> <p><u>次の基準</u>に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部</p>	<p><u>民が主体的な行動がとれるように次表のとおり警戒レベルを設定する。なお、警戒レベルの対象災害は「洪水」、「内水氾濫」、「土砂」、「高潮」とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1077 375 1850 849"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>市民がとるべき行動</th> <th>避難情報</th> <th>防災気象情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>命を守るための最善の行動</td> <td>災害発生情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>速やかな立退き避難等の避難行動事態が切迫している場合は直ちに命を守る行動</td> <td>避難指示（緊急） 避難勧告</td> <td>指定河川洪水予報・土砂災害警戒情報・警報など</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高齢者等要配慮者は立退き避難その他の市民は立退き避難の準備</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自らの避難行動の確認</td> <td>—</td> <td>注意報</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>災害への心構えの高まり</td> <td>—</td> <td>早期注意情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 避難準備・高齢者等避難開始の<u>発令</u>基準等</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>市民が余裕をもって適切な<u>避難行動をとれる</u>よう、現時点では「避難勧告」の発令には至らないが、今後この気象状況が継続すると、避難を要する状況になる可能性があるとして判断される場合「避難準備・高齢者等避難開始」を<u>発令し、高齢者、障害者などの要配慮者で、特に避難に時間を要する市民に避難を促す。</u></p> <p>(2) <u>発令</u>基準</p> <p><u>次の基準（計画資料 48 参照）</u>に該当し、かつ、</p>	警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報	防災気象情報	5	命を守るための最善の行動	災害発生情報		4	速やかな立退き避難等の避難行動事態が切迫している場合は直ちに命を守る行動	避難指示（緊急） 避難勧告	指定河川洪水予報・土砂災害警戒情報・警報など	3	高齢者等要配慮者は立退き避難その他の市民は立退き避難の準備	避難準備・高齢者等避難開始		2	自らの避難行動の確認	—	注意報	1	災害への心構えの高まり	—	早期注意情報	<p>改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>
警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報	防災気象情報																									
5	命を守るための最善の行動	災害発生情報																										
4	速やかな立退き避難等の避難行動事態が切迫している場合は直ちに命を守る行動	避難指示（緊急） 避難勧告	指定河川洪水予報・土砂災害警戒情報・警報など																									
3	高齢者等要配慮者は立退き避難その他の市民は立退き避難の準備	避難準備・高齢者等避難開始																										
2	自らの避難行動の確認	—	注意報																									
1	災害への心構えの高まり	—	早期注意情報																									

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>で必要と認めた場合に発令する。</p> <p>ア 河川洪水・ポンプ場排水調整の基準 河川水位が基準水位に達した場合 <u>(計画資料 50 参照)</u></p> <p>イ 地域特性の基準 <u>前述(2)アの発表基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。</u></p> <p>ウ 内水氾濫の基準 <u>(追加)</u></p> <p><u>(ア) 60分雨量が50mmを超え、以降120分の予想雨量が100mmを超える場合</u> <u>(イ) 名古屋市に大雨警報(浸水害)が発表され、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合</u></p> <p>エ 略 オ 略</p> <p>(3) <u>実施</u></p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始は、市長(本部長)が発表する。</u></p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始の広報は以下の方法により行う。</u> <u>(ア) 区本部・区隊の広報車等による該当地区へ</u></p>	<p>災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合に発令する。</p> <p>ア 河川洪水・ポンプ場排水調整の基準 河川水位が基準水位に達した場合 <u>(削除)</u></p> <p>イ 地域特性の基準 <u>過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当する場合</u></p> <p>ウ 内水氾濫の基準 <u>60分雨量が50mmを超え、以降120分の予想雨量が100mmを超える場合、かつ、名古屋市に大雨警報(浸水害)が発表された場合</u> <u>(ア) (削除)</u></p> <p><u>(イ) (削除)</u></p> <p>エ 略 オ 略</p> <p>(3) <u>避難準備・高齢者等避難開始の実施</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始は、市長(本部長)が発令する。</u> <u>ア (削除)</u></p> <p><u>イ (削除)</u></p>	<p>改定の伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

風水害編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>の広報等</u> <u>(イ) 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等</u> <u>(ウ) 同報無線（音声）による広報（土砂災害に係るものを除く。）</u> <u>(エ) テレビ、ラジオ等の報道機関による広報</u> <u>(オ) ホームページ等による広報</u> <u>(カ) 電子メール（きずなネット防災情報）</u> <u>(キ) 緊急速報メール</u> <u>(ク) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）</u></p>		

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>ウ 避難準備・高齢者等避難開始の伝達系統</u></p> <p><u>エ 発表解除</u> 市長（本部長）が行う。 <u>(4) (追加)</u></p>	<p><u>ウ (削除)</u></p> <p><u>エ (削除)</u></p> <p><u>(4) 伝達手段</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達は以下の方法により行う。</u> <u>ア 区本部・区隊の広報車等による該当地区への広報等</u> <u>イ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等</u> <u>ウ 同報無線（音声）による広報（土砂災害に係る</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

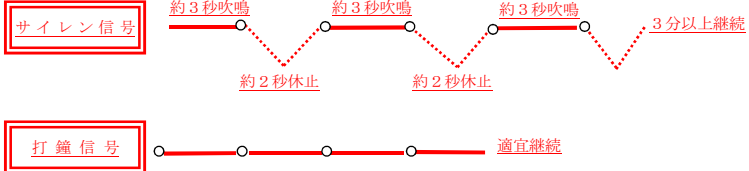
連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>ものを除く。)</u></p> <p><u>エ テレビ、ラジオ等の報道機関による広報</u></p> <p><u>オ ホームページ等による広報</u></p> <p><u>カ 電子メール（きずなネット防災情報）</u></p> <p><u>キ 緊急速報メール</u></p> <p><u>ク ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）</u></p> <p><u>ケ アプリケーション</u></p> <p><u>(5) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達系統等</u></p> <p><u>ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令に係る情報系統</u></p> <pre> graph TD A[愛知県災害対策本部] -- 情報提供 --> B[愛知県警察本部] B -- 情報提供 --> C[各警察] A -- 情報提供 --> D[市災害対策本部
(市長)] D -- 情報提供 --> E[区本部
(区長)] E -- 避難準備・高齢者等避難
開始の発令決定 --> D D -- 避難準備・高齢者等避難
一部、地域特性による要 --> E E -- 同報無線による広報・電子メール
・緊急速報メール・SNS・アプリケーション --> F[市民] D -- 同報無線・広報車等による広報 --> F D -- 準備指示 --> G[各 部] G -- 準備指示 --> H[各区隊] H -- 協力量請 --> I[土木隊・環境隊・水道隊] H -- 協力量請 --> J[消防隊] H -- 協力量請 --> K[消防団] H -- 協力量請 --> L[サイレン設置場所施設管理者] H -- 協力量請 --> M[災害救助地区本部] I -- 巡視、警戒、広報等 --> F J -- 該当地区への広報等 --> F K -- 警鐘準備 --> F L -- サイレン吹鳴準備 --> F M -- 該当地区への広報等 --> F G -- 広報等 --> F D -- 準備指示 --> N[報道機関] N -- ホームページ・電光表示による情報提供 --> F N -- テレビ・ラジオ等により市民へ報道 --> F </pre>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(4) 発表解除基準</u></p> <p>ア 河川洪水 <u>(地域特性を含む。)</u> の発表解除基準 河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>イ 内水氾濫の<u>発表解除基準</u> 降雨予測等から判断して内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>ウ 土砂災害の<u>発表解除基準</u> 土砂災害警戒情報が解除されたとき。</p> <p>エ 高潮災害の<u>発表解除基準</u> 高潮警報が解除されたとき。</p> <p><u>3 避難勧告、避難指示（緊急）の基準</u></p> <p><u>避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、堤防の決壊、漏水、河川の氾濫等、状況が切迫し急を要するときは、避難指示（緊急）を発令する。</u></p> <p><u>(1) 浸水地区等の拡大により、住民の生命に危険が切迫したと認められるとき</u></p> <p><u>(2) 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき</u></p> <p><u>(3) がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき</u></p> <p><u>(4) 河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、次の基準（計画資料 50 参照）に該当し、かつ災害対策</u></p>	<p><u>イ 発令解除</u> <u>市長（本部長）が行う。</u></p> <p><u>(6) 発令解除基準</u></p> <p>ア 河川洪水・<u>ポンプ場排水調整、地域特性の基準</u> 河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>イ 内水氾濫の<u>基準</u> 降雨予測等から判断して内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>ウ 土砂災害の<u>基準</u> 土砂災害警戒情報が解除されたとき。</p> <p>エ 高潮災害の<u>基準</u> 高潮警報が解除されたとき。</p> <p><u>3 （削除）</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(警戒) 本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>ア 河川洪水の基準</u> <u>河川水位が基準水位に達した場合</u></p> <p><u>イ 地域特性の基準</u> <u>前述(4) アの発令基準の他、過去の浸水被害を</u> <u>基に地域特性を考慮した基準を定める。</u></p> <p><u>ウ 内水氾濫の基準</u> <u>災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>エ 土砂災害の基準</u> <u>(ア) 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、か</u> <u>つ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で</u> <u>土砂災害警戒情報の基準に到達」(非常に危険：</u> <u>薄い紫色)する場合</u></p> <p><u>(イ) 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、か</u> <u>つ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p><u>オ 高潮災害の基準</u> <u>災害対策(警戒)本部で必要と判断される場合</u></p> <p><u>(5) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそ</u> <u>れがあり、住民の生命に危険が認められるとき</u></p> <p><u>(6) その他災害の状況により、市長(本部長)が必要</u> <u>と認めるとき</u></p> <p><u>4 避難勧告、避難指示(緊急)の発令</u></p> <p><u>(1) 避難勧告、避難指示(緊急)の発令は、原則とし</u> <u>て、区長(区本部長)等の要請に基づき市長(本部</u> <u>長)が行う。</u></p> <p><u>ただし、次の場合にあつては、その補助執行機</u></p>	<p><u>4 (削除)</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。</u></p> <p><u>ア 市長等（本部長・副本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長（区本部長）が行う。</u></p> <p><u>イ 区長等（区本部長・区副本部長）が不在等により、発令することができないときは、消防署長（消防隊長）が行う。</u></p> <p><u>(2) 市長（本部長）は、避難勧告、避難指示（緊急）の発令をしようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p> <p><u>(3) 市長（本部長）は、避難勧告、避難指示（緊急）を発令するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。</u></p> <p><u>区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）にあつては、各区隊、災害救助地区本部、消防団等に協力を要請する。</u></p> <p><u>(4) 避難勧告・指示の伝達は以下の方法により行う。</u></p> <p><u>ア 区本部、区隊の広報車等による広報</u></p> <p><u>イ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等</u></p> <p><u>ウ 同報無線（サイレン及び音声）による広報（土砂災害に係るものを除く。）</u></p> <p><u>エ サイレン（土砂災害に係るものを除く。）</u></p> <p><u>オ テレビ、ラジオ等の報道機関による広報</u></p>		

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>カ ホームページ等による広報</p> <p>キ 電子メール（きずなネット防災情報）</p> <p>ク 緊急速報メール</p> <p>ケ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）</p> <p>（5）<u>区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）等は、避難勧告・指示を行った、避難指示（緊急）を発令したときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区本部を経由）するものとする。</u></p> <p>（6）<u>避難勧告・指示の伝達系統等</u></p> <p>ア <u>避難勧告、避難指示（緊急）の発令に係る情報系統</u></p>		

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>イ 避難勧告信号</u></p> <p><u>避難勧告発令に伴うサイレン及び警鐘の信号要領は、水防法第 20 条第 1 項の規定により愛知県規則（「水防信号及び標識に関する規則（昭和 31 年愛知県規則第 34 号）」）で定められた水防信号を準用する。</u></p>  <p><u>ウ 発令解除</u></p> <p><u>市長（本部長）が行う。</u></p> <p><u>(7) 発令解除基準</u></p> <p><u>別に定める。</u></p> <p><u>4 (追加)</u></p>	<p><u>4 避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準等</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>災害の発生が予想される場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発令し、対象地域の市民に避難を促す。</u></p> <p><u>(2) 発令基準</u></p> <p><u>次の状況が認められるときを基準として避難勧告を発令する。ただし、堤防の決壊、漏水、河川の氾濫等の災害が発生するおそれが極めて高い状況において、緊急的又は重ねて避難を促す場合には避</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>難指示（緊急）を発令する。</u></p> <p><u>ア 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき</u></p> <p><u>イ かけ崩れ等の地変が発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき</u></p> <p><u>ウ 次の基準（計画資料 48 参照）に該当した場合</u></p> <p><u>（ア）河川洪水・ポンプ場排水調整の基準</u> <u>河川水位が基準水位に達し、かつ災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>（イ）地域特性の基準</u> <u>過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>（ウ）内水氾濫の基準</u> <u>災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>（エ）土砂災害の基準</u> <u>a 又は b に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u> <u>a 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（非常に危険：薄い紫色）する場合</u> <u>b 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p><u>（オ）高潮災害の基準</u> <u>災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>(カ) 津波警報等発表時の基準</u> <u>「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が</u> <u>発表された場合</u></p> <p><u>エ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのお</u> <u>それがあり、住民の生命に危険が認められるとき</u></p> <p><u>オ その他災害の状況により、市長（本部長）が必</u> <u>要と認めるとき</u></p> <p><u>(3) 避難勧告、避難指示（緊急）の実施</u></p> <p><u>ア 避難勧告、避難指示（緊急）の発令は、原則</u> <u>として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長</u> <u>（本部長）が行う。</u> <u>ただし、次の場合にあつては、その補助執行機</u> <u>関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊</u> <u>長）が行うものとし、その場合には、事後速やか</u> <u>に市長（本部長）に報告（消防隊長にあつては区</u> <u>本部を経由）するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 市長等（本部長・副本部長）が不在あるいは、</u> <u>発令をするいとまがないときは、区長（区本部</u> <u>長）が行う。</u></p> <p><u>(イ) 区長等（区本部長・区副本部長）が不在等に</u> <u>より、発令することができないときは、消防署</u> <u>長（消防隊長）が行う。</u></p> <p><u>イ 市長（本部長）は、避難勧告、避難指示（緊急）</u> <u>の発令をしようとする場合に、必要があるときは、</u> <u>知事等に助言を求めることができる。</u></p> <p><u>ウ 市長（本部長）は、避難勧告、避難指示（緊</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>急)を発令するにあたり、関係局・区長(本部員・区本部長)へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。</u></p> <p><u>区長(区本部長)及び消防署長(消防隊長)にあつては、各区隊、災害救助地区本部、消防団等に協力を要請する。</u></p> <p><u>(4) 伝達手段</u></p> <p><u>避難勧告、避難指示(緊急)の伝達は以下の方法により行う。</u></p> <p><u>ア 区本部、区隊の広報車等による広報</u></p> <p><u>イ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等</u></p> <p><u>ウ 同報無線(サイレン及び音声)による広報(土砂災害に係るものを除く。)</u></p> <p><u>エ サイレン(土砂災害に係るものを除く。)</u></p> <p><u>オ テレビ、ラジオ等の報道機関による広報</u></p> <p><u>カ ホームページ等による広報</u></p> <p><u>キ 電子メール(きずなネット防災情報)</u></p> <p><u>ク 緊急速報メール</u></p> <p><u>ケ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)</u></p> <p><u>コ アプリケーション</u></p> <p><u>(5) 避難勧告・指示の伝達系統等</u></p> <p><u>ア 避難勧告、避難指示(緊急)の発令に係る情報系統</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p>イ 避難勧告信号 <u>避難勧告発令に伴うサイレン及び警鐘の信号要領は、水防法第 20 条第 1 項の規定により愛知県規則（「水防信号及び標識に関する規則（昭和 31 年愛知県規則第 34 号）」）で定められた水防信号を準用する。</u></p> <p>サイレン信号 約 3 秒吹鳴 → 約 2 秒休止 → 約 3 秒吹鳴 → 約 2 秒休止 → 約 3 秒吹鳴 → 約 2 秒休止 → 3 分以上継続</p> <p>打鐘信号 適宜継続</p> <p>ウ 発令解除 <u>市長（本部長）が行う。</u></p> <p>(6) 解除基準</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>5 (追加)</u></p>	<p><u>ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準</u> <u>河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測</u> <u>等から判断して河川洪水による災害発生のおそ</u> <u>れがないと判断されたとき。</u></p> <p><u>イ 内水氾濫の基準</u> <u>降雨予測等から判断して内水氾濫による災害</u> <u>発生のおそれがないと判断されたとき。</u></p> <p><u>ウ 土砂災害の基準</u> <u>土砂災害警戒情報が解除され、区本部、土木隊、</u> <u>消防隊による巡視の結果、顕著な異常が認められ</u> <u>ないとき。</u></p> <p><u>エ 高潮災害の基準</u> <u>高潮警報が解除され、かつ、気象情報から判断</u> <u>して高潮による災害発生のおそれがないと判断</u> <u>されたとき。</u></p> <p><u>オ 津波警報等発表時の基準</u> <u>津波警報又は大津波警報が解除され、かつ、災</u> <u>害発生のおそれがないと判断されたとき。</u></p> <p><u>5 災害発生情報の発令基準等</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u> <u>すでに災害が発生している状況を把握した場合</u> <u>に、可能な範囲で発令し、市民に命を守るための最</u> <u>善の行動を促す。</u></p> <p><u>(2) 発令基準</u> <u>次の基準に該当した場合に、発令する。</u></p> <p><u>ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>(ア) 計画資料 48 に定める河川の水位観測所が受け持つ区間内で河川洪水による災害が発生した場合</u></p> <p><u>(イ) 前述ア (ア) に掲げる河川の区間外又は計画資料 48 に定める河川以外の河川で河川洪水による災害が発生し、かつ、災害対策 (警戒) 本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>イ 内水氾濫の基準</u></p> <p><u>計画資料 48 に掲げる地域で災害が発生し、かつ、災害対策 (警戒) 本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>ウ 土砂災害の基準</u></p> <p><u>(ア) 計画資料 48 に定める土砂災害の危険地域を含む学区内で土砂災害が発生した場合</u></p> <p><u>(イ) 前述ウ (ア) に掲げる学区外で土砂災害が発生し、かつ、災害対策 (警戒) 本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>エ 高潮災害の基準</u></p> <p><u>(ア) 計画資料 48 に掲げる対象地域内で高潮災害が発生した場合</u></p> <p><u>(イ) 前述エ (ア) に掲げる対象地域外で高潮災害が発生し、かつ、災害対策 (警戒) 本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>(3) 災害発生情報の実施</u></p> <p><u>ア 災害発生情報の発令は、原則として、区長 (区本部長) 等の要請に基づき市長 (本部長) が行う。</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>ただし、次の場合にあつては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとし、その場合には、事後速やかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあつては区本部を経由）するものとする。</u></p> <p><u>（ア）市長等（本部長・副本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長（区本部長）が行う。</u></p> <p><u>（イ）区長等（区本部長・区副本部長）が不在等により、発令することができないときは、消防署長（消防隊長）が行う。</u></p> <p><u>イ 市長（本部長）は、災害発生情報の発令をしようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p> <p><u>ウ 市長（本部長）は、災害発生情報を発令するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。</u></p> <p><u>区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）にあつては、各区隊、災害救助地区本部、消防団等に協力を要請する。</u></p> <p><u>（4）伝達手段</u></p> <p><u>災害発生情報の伝達は以下の方法により行う。</u></p> <p><u>ア 区本部、区隊の広報車等による広報等</u></p> <p><u>イ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p>ウ <u>同報無線（サイレン及び音声）による広報（土砂災害に係るものを除く。）</u></p> <p>エ <u>サイレン（土砂災害に係るものを除く。）</u></p> <p>オ <u>テレビ、ラジオ等の報道機関による広報</u></p> <p>カ <u>ホームページ等による広報</u></p> <p>キ <u>電子メール（きずなネット防災情報）</u></p> <p>ク <u>緊急速報メール</u></p> <p>ケ <u>ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）</u></p> <p>コ <u>アプリケーション</u></p> <p>(5) <u>災害発生情報の伝達系統等</u></p> <p>ア <u>災害発生情報の発令に係る情報系統</u></p> <p>(6) <u>解除基準</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>5 報告、公示</p> <p>(1) 市長（本部長）は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は総括部）</p> <p>ア <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令者名</p> <p>イ ～ オ 略</p>	<p><u>ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準</u> <u>河川水位が避難準備・高齢者等避難開始の基準</u> <u>水位を下回り、かつ、降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。</u></p> <p><u>イ 内水氾濫の基準</u> <u>降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。</u></p> <p><u>ウ 土砂災害の基準</u> <u>土砂災害警戒情報が解除され、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。</u></p> <p><u>エ 高潮災害の基準</u> <u>高潮警報が解除され、かつ、気象情報や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。</u></p> <p>6 報告、公示</p> <p>(1) 市長（本部長）は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は総括部）</p> <p>ア <u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の発令者名</p> <p>イ ～ オ 略</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(2) ～ (3) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 指定緊急避難場所の開設及び管理運営</p> <p>1 略</p> <p>2 指定緊急避難場所の開設</p> <p>自主避難者が発生した場合、又は「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」発表、「<u>避難勧告</u>」、若しくは「<u>避難指示(緊急)</u>」発令時、区本部長は指定緊急避難場所を速やかに開設する。</p> <p>開設にあたっては、区本部長は指定緊急避難場所の施設管理者等に連絡を取る。ただし、各施設管理者は避難情報が<u>発表又は発令</u>された時点で、区本部からの連絡を待つことなく速やかに開設する。</p> <p>施設管理者は、災害の危険がある間は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所において避難者を受け入れる（洪水・内水氾濫の場合は、市立小中学校等（想定浸水深以上で指定されているところに限る）、市立小中学校（土砂災害警戒区域を除く））。ただし、避難に適していない災害の場合、避難者を受け入れない。</p> <p>施設が指定緊急避難場所と指定避難所の両方に指定されている場合、避難勧告が発令されるまでは、同施設の指定避難所の避難スペースで待機することも可とする。その場合、避難勧告が発令されたら、必ず指定緊急避難場所へ移させる。</p> <p>3 ～ 4 略</p> <p>第4 ～ 第9 略</p>	<p>(2) ～ (3) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 指定緊急避難場所の開設及び管理運営</p> <p>1 略</p> <p>2 指定緊急避難場所の開設</p> <p>自主避難者が発生した場合、又は「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示(緊急)</u>」若しくは「<u>災害発生情報</u>」発令時、区本部長は指定緊急避難場所を速やかに開設する。</p> <p>開設にあたっては、区本部長は指定緊急避難場所の施設管理者等に連絡を取る。ただし、各施設管理者は避難情報が<u>発令</u>された時点で、区本部からの連絡を待つことなく速やかに開設する。</p> <p>施設管理者は、災害の危険がある間は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所において避難者を受け入れる（洪水・内水氾濫の場合は、市立小中学校等（想定浸水深以上で指定されているところに限る）、市立小中学校（土砂災害警戒区域を除く））。ただし、避難に適していない災害の場合、避難者を受け入れない。</p> <p>施設が指定緊急避難場所と指定避難所の両方に指定されている場合、避難勧告が発令されるまでは、同施設の指定避難所の避難スペースで待機することも可とする。その場合、避難勧告が発令されたら、必ず指定緊急避難場所へ移させる。</p> <p>3 ～ 4 略</p> <p>第4 ～ 第9 略</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
11	119	<p>第11節 医療救護・保健衛生</p> <p>〔医療救護〕</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 略</p> <p>2 供給センターの設置</p> <p>健康福祉部長は災害により必要と認めるときは、<u>(追加) 供給センターを速やかに設置し、薬剤師を配置して、医薬品・衛生材料等の出納保管にあたらせる。供給センターは、交通の便、ヘリポートの設置、建築物の規模等考慮して設置する。</u></p> <p>医薬品、衛生材料等を的確に出納管理するために、名古屋市薬剤師会に対し協力を要請する。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>〔保健衛生〕</p> <p>第1 略</p> <p>第2 保健衛生</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 精神医療救護活動</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>被害が甚大であり、こころのケアに関する診療相談体制が不足する場合は、</u>本部長は、<u>他都市等</u>に対しDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行</p>	<p>第11節 医療救護・保健衛生</p> <p>〔医療救護〕</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 略</p> <p>2 供給センターの設置</p> <p>健康福祉部長は災害により必要と認めるときは、<u>愛知学院大学名城公園キャンパスに</u>供給センターを速やかに設置し、薬剤師を配置して、医薬品・衛生材料等の出納保管にあたらせる。<u>(削除)</u></p> <p>医薬品、衛生材料等を的確に出納管理するために、名古屋市薬剤師会に対し協力を要請する。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>〔保健衛生〕</p> <p>第1 略</p> <p>第2 保健衛生</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 精神医療救護活動</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>被害状況を踏まえ、</u>本部長は、<u>愛知県</u>に対しDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。</p>	<p>供給センターの設置等に関する協定の締結に伴う修正</p> <p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>う。</p> <p>(5) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護</p> <p>健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、災害時における逃走動物(犬、特定動物等)による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 (追加)</u></p> <p>第5 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護</p> <p>健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、災害時における逃走動物(犬、特定動物等)による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護を行う。</p> <p><u>また、健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、ペット同行避難に関する助言・指導を行う。</u></p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 ペット同行避難に関する助言・指導</u></p> <p>第5 略</p>	<p>表記の整備</p>
12	129	<p>第12節 輸送・道路等応急対策</p> <p>[輸送]</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 輸送ルートの確保</p> <p>1～2 略</p> <p>3 航空輸送</p> <p><u>総括部</u>は、広域防災拠点等における緊急場外離着陸場等の緊急点検を実施し、名古屋海上保安部及び自衛隊と連携し、また他都市からの応援航空機等を活用</p>	<p>第12節 輸送・道路等応急対策</p> <p>[輸送]</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 輸送ルートの確保</p> <p>1～2 略</p> <p>3 航空輸送</p> <p><u>消防部</u>は、広域防災拠点等における緊急場外離着陸場等の緊急点検を実施し、名古屋海上保安部及び自衛隊と連携し、また他都市からの応援航空機等を活用</p>	<p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考																												
		し、広域防災拠点を核としたヘリコプターの円滑な航空輸送計画を実施するものとする。 略	し、広域防災拠点を核としたヘリコプターの円滑な航空輸送計画を実施するものとする。 略																													
13	137	<p>第13節 食品・生活必需品等の供給 略</p> <p>第1 供給の基本的方針</p> <p>1 食品</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品の品目例：<u>ビスケット、乾パン、アルファ化米、粉ミルク、パン、弁当、缶詰等</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 その他</p> <p>供給に際しては、<u>災害時要援護者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制 略</p> <p>1 市本部物資班及び区本部の任務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>子ども青少年部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>経理部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>観光文化交流局</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	担 当 部	分担任務	健康福祉部	略	子ども青少年部	略	経理部	略	市民経済部	略	<u>観光文化交流局</u>	略	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p>第13節 食品・生活必需品等の供給 略</p> <p>第1 供給の基本的方針</p> <p>1 食品</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品の品目例：<u>ビスケット、アルファ化米、粉ミルク、パン、弁当、缶詰等</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 その他</p> <p>供給に際しては、<u>要配慮者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制 略</p> <p>1 市本部物資班及び区本部の任務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>子ども青少年部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>経理部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>観光文化交流部</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>環境部</u></td> <td><u>1 要請のあった災害用トイレの調達</u></td> </tr> </tbody> </table>	担 当 部	分担任務	健康福祉部	略	子ども青少年部	略	経理部	略	市民経済部	略	<u>観光文化交流部</u>	略	<u>環境部</u>	<u>1 要請のあった災害用トイレの調達</u>	<p>備蓄物資の変更に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>文字の修正 物資班の構成の見</p>
担 当 部	分担任務																															
健康福祉部	略																															
子ども青少年部	略																															
経理部	略																															
市民経済部	略																															
<u>観光文化交流局</u>	略																															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																															
担 当 部	分担任務																															
健康福祉部	略																															
子ども青少年部	略																															
経理部	略																															
市民経済部	略																															
<u>観光文化交流部</u>	略																															
<u>環境部</u>	<u>1 要請のあった災害用トイレの調達</u>																															

連番	頁	修正前	修正後	備考				
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">区 本 部</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> </table> <p>2 略 第4～第8 略</p>	区 本 部	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">区 本 部</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> </table> <p>2 略 第4～第8 略</p>	区 本 部	略	直しに伴う修正
区 本 部	略							
区 本 部	略							
14	142	<p>第14節 災害時要援護者対策</p> <p>高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者の風水害等による被害の軽減を図るために、災害時要援護者の避難の確保、さらに避難生活の確保等を実施するための計画を定める。</p> <p>なお、災害時要援護者は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、災害時要援護者に配慮した対策を実施するものである。</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時要援護者は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うこととし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。</p> <p>第2 実施体制</p>	<p>第14節 要配慮者対策</p> <p>高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の風水害等による被害の軽減を図るために、要配慮者の避難の確保、さらに避難生活の確保等を実施するための計画を定める。</p> <p>なお、要配慮者は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、要配慮者に配慮した対策を実施するものである。</p> <p>第1 基本方針</p> <p>要配慮者は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うこととし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。</p> <p>第2 実施体制</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>				

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>1 担当部</p> <table border="1" data-bbox="286 280 1043 855"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分 担 任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td> 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 災害時要援護者の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要援護者に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要援護者に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要援護者に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供 </td> </tr> <tr> <td>観光文化交流部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td> 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 災害時要援護者の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること 4 要援護者に対する福祉対策の実施に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、その他各部にあっては、常に災害時要援護者に配慮してそれぞれの分担任務を実施する。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班は、共同して災害時要援護者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。</p> <p>(2) 観光文化交流部観光交流班は、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>第3 安否確認</p> <p>1 区本部</p> <p>(1) 発災後区本部は、災害救助地区本部、民生委員・</p>	担当部	分 担 任 務	健康福祉部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 災害時要援護者 の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要援護者 の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要援護者 に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要援護者 に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要援護者 に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供	観光文化交流部	略	区本部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 災害時要援護者 の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要援護者 の実態調査の実施に関すること 4 要援護者 に対する福祉対策の実施に関すること	<p>1 担当部</p> <table border="1" data-bbox="1104 280 1861 855"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分 担 任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td> 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 要配慮者の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要配慮者に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要配慮者に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要配慮者に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供 </td> </tr> <tr> <td>観光文化交流部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td> 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 要配慮者の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査の実施に関すること 4 要配慮者に対する福祉対策の実施に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、その他各部にあっては、常に要配慮者に配慮してそれぞれの分担任務を実施する。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 健康福祉部要配慮者班及び健康増進班は、共同して要配慮者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。</p> <p>(2) 観光文化交流部観光交流班は、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>第3 安否確認</p> <p>1 区本部</p> <p>(1) 発災後区本部は、災害救助地区本部、民生委員・</p>	担当部	分 担 任 務	健康福祉部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 要配慮者 の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要配慮者 の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要配慮者 に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要配慮者 に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要配慮者 に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供	観光文化交流部	略	区本部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 要配慮者 の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要配慮者 の実態調査の実施に関すること 4 要配慮者 に対する福祉対策の実施に関すること	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
担当部	分 担 任 務																			
健康福祉部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 災害時要援護者 の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要援護者 の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要援護者 に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要援護者 に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要援護者 に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供																			
観光文化交流部	略																			
区本部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 災害時要援護者 の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要援護者 の実態調査の実施に関すること 4 要援護者 に対する福祉対策の実施に関すること																			
担当部	分 担 任 務																			
健康福祉部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 要配慮者 の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要配慮者 の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要配慮者 に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要配慮者 に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要配慮者 に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供																			
観光文化交流部	略																			
区本部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 要配慮者 の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要配慮者 の実態調査の実施に関すること 4 要配慮者 に対する福祉対策の実施に関すること																			

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、指定避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班に応援を要請する。</p> <p>(2) 区本部は、安否確認の結果を健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班に報告する。</p> <p>2 社会福祉施設の管理者 特別養護老人ホーム等、社会福祉施設の管理者は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、速やかに利用者の安否・所在の確認を行い、施設の被害状況と併せ健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班に報告する。</p> <p>第4 避難生活の確保 <u>災害時要援護者</u>の指定避難所もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず<u>要援護者</u>の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。 また、災害時における福祉サービスを継続するため、市は、区や関係機関と緊密に連携し、福祉サービス提供者等の協力を得て、できるだけ速やかに必要な体制を確立する。</p> <p>1 <u>要援護者</u>の実態調査 (1) <u>要援護者</u>の実態調査は、健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班及び健康増進班が共同して調査内容及び調査</p>	<p>児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、指定避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部<u>要配慮者</u>班に応援を要請する。</p> <p>(2) 区本部は、安否確認の結果を健康福祉部<u>要配慮者</u>班に報告する。</p> <p>2 社会福祉施設の管理者 特別養護老人ホーム等、社会福祉施設の管理者は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、速やかに利用者の安否・所在の確認を行い、施設の被害状況と併せ健康福祉部<u>要配慮者</u>班に報告する。</p> <p>第4 避難生活の確保 <u>要配慮者</u>の指定避難所もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず<u>要配慮者</u>の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。 また、災害時における福祉サービスを継続するため、市は、区や関係機関と緊密に連携し、福祉サービス提供者等の協力を得て、できるだけ速やかに必要な体制を確立する。</p> <p>1 <u>要配慮者</u>の実態調査 (1) <u>要配慮者</u>の実態調査は、健康福祉部<u>要配慮者</u>班及び健康増進班が共同して調査内容及び調査方法等</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>方法等を作成し、区本部が調査を行う。</p> <p>(2) 避難生活が継続する間は指定避難所や地域を巡回し、継続的に<u>要援護者</u>の健康状態・生活状況等の把握を行う。</p> <p>2 指定避難所における生活の確保</p> <p><u>要援護者</u>の実態調査に基づき、健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>要援護者</u>へより正確な情報を提供するために、文字放送が受信できるテレビやファックスの設置、さらに手話通訳者、災害語学ボランティアの派遣を行う。</p> <p>(3) ねたきりの高齢者等、介護が必要な<u>要援護者</u>に対し、保健師、ホームヘルパーやガイドヘルパー等を派遣する。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>(6) その他、指定避難所の管理運営にあたって<u>要援護者</u>に配慮した対応を取るよう<u>働きかける</u>。</p> <p>3 緊急援護の実施</p> <p><u>要援護者</u>の実態調査に基づき、健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p>	<p>を作成し、区本部が調査を行う。</p> <p>(2) 避難生活が継続する間は指定避難所や地域を巡回し、継続的に<u>要配慮者</u>の健康状態・生活状況等の把握を行う。</p> <p>2 指定避難所における生活の確保</p> <p><u>要配慮者</u>の実態調査に基づき、健康福祉部<u>要配慮者</u>班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>へより正確な情報を提供するために、文字放送が受信できるテレビやファックスの設置、さらに手話通訳者、災害語学ボランティアの派遣を行う。</p> <p>(3) ねたきりの高齢者等、介護が必要な<u>要配慮者</u>に対し、保健師、ホームヘルパーやガイドヘルパー等を派遣する。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>(6) その他、指定避難所の管理運営にあたって<u>要配慮者</u>に配慮した対応を取るよう<u>働きかけるとともに、要配慮者からの求めに応じて合理的配慮を行うための支援を実施する</u>。</p> <p>3 緊急援護の実施</p> <p><u>要配慮者</u>の実態調査に基づき、健康福祉部<u>要配慮者</u>班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1) 既存の社会福祉施設のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の指定避難所では介護が困難な<u>要援護者</u>を避難させる。</p> <p>福祉避難所では、必要に応じてヘルパー等の派遣や訪問看護を実施する。</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム等の施設においては、定員とは別に、施設の機能が維持できる範囲内で可能な限り<u>要援護者</u>の受入を行う。</p> <p>(3) 略</p> <p>4 応急仮設住宅での生活の確保</p> <p>(1) 住宅都市部は健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)の仕様を検討し、必要に応じ県に設置を要請する。</p> <p>また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。</p> <p>(2) 健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班、健康増進班及び区本部は相互の緊密な連携のもとに、応急仮設住宅での<u>要援護者</u>の健康状態・生活状況の把握を行い、医療・保健・福祉サービスを提供する。</p>	<p>(1) 既存の社会福祉施設のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の指定避難所では介護が困難な<u>要配慮者</u>を避難させる。</p> <p>福祉避難所では、必要に応じてヘルパー等の派遣や訪問看護を実施する。</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム等の施設においては、定員とは別に、施設の機能が維持できる範囲内で可能な限り<u>要配慮者</u>の受入を行う。</p> <p>(3) 略</p> <p>4 応急仮設住宅での生活の確保</p> <p>(1) 住宅都市部は健康福祉部<u>要配慮者</u>班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)の仕様を検討し、必要に応じ県に設置を要請する。</p> <p>また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。</p> <p>(2) 健康福祉部<u>要配慮者</u>班、健康増進班及び区本部は相互の緊密な連携のもとに、応急仮設住宅での<u>要配慮者</u>の健康状態・生活状況の把握を行い、医療・保健・福祉サービスを提供する。</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
15	145	<p>第15節 遺体の搜索、処理及び火葬</p> <p>略</p>	<p>第15節 遺体の搜索、処理及び火葬</p> <p>略</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>第1 略</p> <p>第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1～3 略</p> <p>4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て調査(検視)・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 検案の済んでいない遺体については、区本部<u>保健所班</u>と連絡をとり検案を受ける。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>5 略</p> <p>第3～第6 略</p>	<p>第1 略</p> <p>第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1～3 略</p> <p>4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て調査(検視)・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 検案の済んでいない遺体については、区本部<u>保健センター班</u>と連絡をとり検案を受ける。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>5 略</p> <p>第3～第6 略</p>	表記の整備																
16	152	<p>第16節 災害ごみ・し尿・災害がれき</p> <p>略</p> <p>第1 災害ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>352 台</td> <td>707 人 (市職員のみ)</td> <td>812 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p>		市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	352 台	707 人 (市職員のみ)	812 t	<p>第16節 災害ごみ・し尿・災害がれき</p> <p>略</p> <p>第1 災害ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>349 台</td> <td>692 人 (市職員のみ)</td> <td>770 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p>		市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	349 台	692 人 (市職員のみ)	770 t	時点修正
	市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	352 台	707 人 (市職員のみ)	812 t																	
	市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	349 台	692 人 (市職員のみ)	770 t																	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		第2～第3 略	第2～第3 略	
17	156	<p>第17節 住宅等応急対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 住宅の応急修理</p> <p>住宅の応急修理は、住宅が半壊、半焼し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、愛知県が実施する <u>(追加)</u>。</p> <p>1 災害救助法に基づく応急修理の実施</p> <p>住宅都市部長は、<u>県の補助として</u>、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の応急修理を実施する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3～第6 略</p>	<p>第17節 住宅等応急対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 住宅の応急修理</p> <p>住宅の応急修理は、住宅が半壊、半焼し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、愛知県が実施する <u>(局地災害の場合は、愛知県からの委任を受けて本市が実施する予定)</u>。</p> <p>1 災害救助法に基づく応急修理の実施</p> <p>住宅都市部長は、<u>県との調整の下</u>、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の応急修理を実施する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3～第6 略</p>	<p>愛知県の「被災住宅の応急修理」に関するマニュアル案の策定に伴う修正</p>
18	161	<p>第18節 文教対策</p> <p>略</p> <p>第1 学校教育における応急対策</p> <p>1 休校等応急措置</p> <p>略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 登校前に中学校ブロック内に<u>避難勧告、避難指示</u></p>	<p>第18節 文教対策</p> <p>略</p> <p>第1 学校教育における応急対策</p> <p>1 休校等応急措置</p> <p>略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 登校前に中学校ブロック内に<u>避難勧告、避難指示</u></p>	<p>避難勧告等に関する</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(緊急)</u> 及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、次の基準により取り扱うものとする。特別支援学校、高等学校については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。</p> <p>ア 午前6時までに<u>避難勧告、避難指示 (緊急)</u> 及び特別警報が解除されないときは、午前中の授業を中止する。</p> <p>イ 午前6時から午前11時までに<u>避難勧告、避難指示 (緊急)</u> 及び特別警報が解除されたときは、午後の授業を行う。</p> <p>ウ 午前11時を過ぎても<u>避難勧告、避難指示 (緊急)</u> 及び特別警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。</p> <p>(8) 登校後に中学校ブロック内に<u>避難勧告、避難指示 (緊急)</u> 及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、各学校(園)長あてに次の通達が発令されたものとみなし、対処するものとする。</p> <p>○教育長通達第5号 略 (9) 略 2～4 略 第2 略</p>	<p><u>(緊急)、災害発生情報</u> 及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、次の基準により取り扱うものとする。特別支援学校、高等学校については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。</p> <p>ア 午前6時までに<u>避難勧告、避難指示 (緊急)、災害発生情報</u> 及び特別警報が解除されないときは、午前中の授業を中止する。</p> <p>イ 午前6時から午前11時までに<u>避難勧告、避難指示 (緊急)、災害発生情報</u> 及び特別警報が解除されたときは、午後の授業を行う。</p> <p>ウ 午前11時を過ぎても<u>避難勧告、避難指示 (緊急)、災害発生情報</u> 及び特別警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。</p> <p>(8) 登校後に中学校ブロック内に<u>避難勧告、避難指示 (緊急)、災害発生情報</u> 及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、各学校(園)長あてに次の通達が発令されたものとみなし、対処するものとする。</p> <p>○教育長通達第5号 略 (9) 略 2～4 略 第2 略</p>	<p>るガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
19	166	<p>第19節 ボランティアとの連携 略</p> <p>第1 平常時の連携 発災時の応急対策活動が円滑に遂行できるよう、ボランティア活動が期待できる団体、関係機関等とは、信頼・協力関係を構築するため、平常時から連携を強化する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部(局)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学区連絡協議会</td> <td>応急対策活動一般</td> <td>区役所</td> </tr> <tr> <td><u>名古屋地区大学災害対策連絡協議会</u></td> <td><u>〃</u></td> <td><u>人事委員会</u></td> </tr> <tr> <td>市民活動団体(ボランティア団体など)</td> <td>災害ボランティアセンターの運営</td> <td>市民経済局、健康福祉局</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第5 略</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)	学区連絡協議会	応急対策活動一般	区役所	<u>名古屋地区大学災害対策連絡協議会</u>	<u>〃</u>	<u>人事委員会</u>	市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局	<p>第19節 ボランティアとの連携 略</p> <p>第1 平常時の連携 発災時の応急対策活動が円滑に遂行できるよう、ボランティア活動が期待できる団体、関係機関等とは、信頼・協力関係を構築するため、平常時から連携を強化する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部(局)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学区連絡協議会</td> <td>応急対策活動一般</td> <td>区役所</td> </tr> <tr> <td>名古屋地区大学災害対策連絡協議会</td> <td>〃</td> <td>人事委員会</td> </tr> <tr> <td>市民活動団体(ボランティア団体など)</td> <td>災害ボランティアセンターの運営</td> <td>市民経済局、健康福祉局</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第5 略</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)	学区連絡協議会	応急対策活動一般	区役所	名古屋地区大学災害対策連絡協議会	〃	人事委員会	市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局	協議会の休止に伴う修正
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)																										
学区連絡協議会	応急対策活動一般	区役所																										
<u>名古屋地区大学災害対策連絡協議会</u>	<u>〃</u>	<u>人事委員会</u>																										
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局																										
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)																										
学区連絡協議会	応急対策活動一般	区役所																										
名古屋地区大学災害対策連絡協議会	〃	人事委員会																										
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局																										
20	172	<p>第21節 区の応急対策活動 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 大規模災害時の初動活動 大規模災害時に初動活動表中</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>区本部事務室機能確保</u> ○ <u>災害時要援護者</u>の安否確認 ○ <u>災害時要援護者</u>等調査 <p>第3 災害救助地区本部 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害救助地区本部の分担任務 (1)～(10) 略</p>	<p>第21節 区の応急対策活動 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 大規模災害時の初動活動 大規模災害時に初動活動表中</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>区本部機能確保</u> ○ <u>要配慮者</u>の安否確認 ○ <u>要配慮者</u>等調査 <p>第3 災害救助地区本部 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害救助地区本部の分担任務 (1)～(10) 略</p>	表記の整備 名古屋市防災条例の改正に伴う修正																								

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(11) <u>災害時要援護者</u>の救援活動に関すること。 (12) ～ (14) 略 第4 情報連絡活動 略 1 被害情報の収集・報告 (1) ～ (2) 略 (3) 被害情報の収集・報告系統</p> <p>2 ～ 3 略 第5 広報・広聴活動 1 広報活動 (1) 略 (2) 広報の伝達系統</p> <p>災害対策本部 → 同報無線・市公式ウェブサイト (追加)・電子メール・緊急速報メール・SNS (追加) → 住民・事業所等</p> <p>(3) 広報の方法</p>	<p>(11) <u>要配慮者</u>の救援活動に関すること。 (12) ～ (14) 略 第4 情報連絡活動 略 1 被害情報の収集・報告 (1) ～ (2) 略 (3) 被害情報の収集・報告系統</p> <p>2 ～ 3 略 第5 広報・広聴活動 1 広報活動 (1) 略 (2) 広報の伝達系統</p> <p>災害対策本部 → 同報無線・市公式ウェブサイト・臨時災害放送局・電子メール・緊急速報メール・SNS・アプリケーション → 住民・事業所等</p> <p>(3) 広報の方法</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア～キ 略</p> <p>ク 緊急速報メール 津波、洪水等に関する情報及び<u>避難の準備、勧告、指示</u>に関する広報事項で必要がある場合は、総括部に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。</p> <p><u>ケ (追加)</u></p> <p><u>コ (追加)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の実施</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始は、原則として市長(本部長)が<u>発表</u>する。</p> <p>(2) <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>は、原則として区長(区本部長)等の要請に基づき、市長(本部長)が行う。 ただし、次の場合にあつては、その補助執行機関として、区長(区本部長)、消防署長(消防隊長</p>	<p>ア～キ 略</p> <p>ク 緊急速報メール 津波、洪水等に関する情報及び<u>避難の準備、勧告、指示、災害発生情報</u>に関する広報事項で必要がある場合は、総括部に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。</p> <p><u>ケ アプリケーション</u> <u>必要に応じて総括部に対し、アプリケーションによる広報事項の配信を要請する。</u></p> <p><u>コ 臨時災害放送局</u> <u>「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき臨時災害放送局が開設された場合は、必要に応じて総括部に対し、臨時災害放送局による放送事項の放送を要請する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報</u>の実施</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始は、原則として市長(本部長)が<u>発令</u>する。</p> <p>(2) <u>避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報</u>は、原則として区長(区本部長)等の要請に基づき、市長(本部長)が行う。 ただし、次の場合にあつては、その補助執行機関として、区長(区本部長)、消防署長(消防隊長</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>）が行うものとする。 ア～イ 略</p> <p>(3) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）を行った</u>ときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区本部を経由）するものとする。</p> <p>(4) 実施基準</p> <p><u>ア 避難準備・高齢者等避難開始</u> 発表基準は別に定める。</p> <p><u>イ 避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し、急を要するときは避難を指示する。</u></p> <p><u>(ア) 浸水地区等の拡大により、住民の生命に危険が切迫したと認められるとき。</u></p> <p><u>(イ) 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。</u></p> <p><u>(ウ) がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき。</u></p> <p><u>(エ) 河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、別に定める基準に達したとき。</u></p> <p><u>(オ) 有毒ガス等の危険物資が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。</u></p>	<p>）が行うものとする。 ア～イ 略</p> <p>(3) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報を発令した</u>ときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区本部を経由）するものとする。</p> <p>(4) 実施基準</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令は「第10節 避難」の定めるところによる。</u></p> <p><u>ア （削除）</u></p> <p><u>イ （削除）</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(カ) その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めたとき。</u></p> <p>(5) 実施方法 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署等の協力を得て、危険地域の住民に対して、避難準備・高齢者等避難開始<u>を伝達し若しくは避難を勧告又は指示</u>する。 ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達方法 (ア)～(キ) 略 <u>(ク) (追加)</u></p> <p>イ 伝達内容 (ア) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令者名 (イ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令日時 (ウ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の理由 (エ) <u>指定緊急避難場所の名称及び所在地</u> (オ) <u>避難経路</u> <u>(カ) その他注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装等）</u></p> <p>(6) 実施報告</p>	<p>(5) 実施方法 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署等の協力を得て、危険地域の住民に対して、避難準備・高齢者等避難開始、<u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報を伝達</u>する。 ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達方法 (ア)～(キ) 略 <u>(ク) アプリケーションによる伝達</u> <u>総括部に対し、アプリケーションによる配信を要請する。</u></p> <p>イ 伝達内容 (ア) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、<u>避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の発令者名 (イ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、<u>避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の発令日時 (ウ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、<u>避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の理由 (エ) <u>対象地域</u> (オ) <u>市民がとるべき行動</u> <u>(カ) (削除)</u></p> <p>(6) 実施報告</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関する</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>避難勧告<u>又は避難指示（緊急）</u>を発令した場合、及び警察官、自衛官等から避難指示（緊急）を発令した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部へ報告する。</p> <p>ア 避難勧告<u>又は避難指示（緊急）</u>の発令者名</p> <p>イ～オ 略</p> <p>2 指定緊急避難場所の開設及び管理運営</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定緊急避難場所の開設</p> <p>自主避難者が発生した場合、又は「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」発表、「<u>避難勧告</u>」若しくは「<u>避難指示（緊急）</u>」発令時、区本部長は指定緊急避難場所を速やかに開設する。</p> <p>略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p> <p>5 指定避難所の解消</p> <p>略</p> <p>指定避難所が統廃合される場合、あるいは避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに該当の指定避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管</p>	<p>避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>又は、<u>災害発生情報</u>を発令した場合、及び警察官、自衛官等から避難指示（緊急）を発令した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部へ報告する。</p> <p>ア 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>又は、<u>災害発生情報</u>の発令者名</p> <p>イ～オ 略</p> <p>2 指定緊急避難場所の開設及び管理運営</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定緊急避難場所の開設</p> <p>自主避難者が発生した場合、又は「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示（緊急）</u>」若しくは<u>災害発生情報</u>発令時、区本部長は指定緊急避難場所を速やかに開設する。</p> <p>略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p> <p>5 指定避難所の解消</p> <p>略</p> <p>指定避難所が統廃合される場合、あるいは避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに該当の指定避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管</p>	<p>るガイドラインの改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定の伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考								
		<p>理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。 <u>また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。</u></p> <p>(1) ～ (3) 略 第7 ～ 第12 略</p>	<p>理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。 <u>(削除)</u></p> <p>(1) ～ (3) 略 第7 ～ 第12 略</p>	<p>表記の整備</p>								
21	189	<p>第22節 地域安全・交通対策 第1 略 第2 交通対策 1 道路管理者及び公安委員会（県警察）における措置 (1) 略 (2) 交通規制の方法 災害発生時の交通規制は、災対法第76条及び道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災対法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。 (3) ～ (5) 略 2 県警察における措置 (1) 略 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類</p> <table border="1" data-bbox="286 1342 1048 1485"> <thead> <tr> <th data-bbox="286 1342 472 1390">分類</th> <th data-bbox="472 1342 1048 1390">態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 1390 472 1485">規制除外車両</td> <td data-bbox="472 1390 1048 1485"> <ul style="list-style-type: none"> ・略 ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	態様	規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・略 ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大 	<p>第22節 地域安全・交通対策 第1 略 第2 交通対策 1 道路管理者及び公安委員会（県警察）における措置 (1) 略 (2) 交通規制の方法 災害発生時の交通規制は、災対法第76条並びに道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災対法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。 (3) ～ (5) 略 2 県警察における措置 (1) 略 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類</p> <table border="1" data-bbox="1106 1342 1868 1485"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 1342 1292 1390">分類</th> <th data-bbox="1292 1342 1868 1390">態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 1390 1292 1485">規制除外車両</td> <td data-bbox="1292 1390 1868 1485"> <ul style="list-style-type: none"> ・略 ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	態様	規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・略 ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災 	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
分類	態様											
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・略 ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大 											
分類	態様											
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・略 ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災 											

連番	頁	修正前	修正後	備考								
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>震災発生時に優先すべきものに使用される車両</td> </tr> </table>		震災発生時に優先すべきものに使用される車両	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>害発生時に優先すべきものに使用される車両</td> </tr> </table>		害発生時に優先すべきものに使用される車両					
	震災発生時に優先すべきものに使用される車両											
	害発生時に優先すべきものに使用される車両											
		<p>(3) 交通規制の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一局面 (大震災発生直後)</td> <td>・略 ・略</td> </tr> </tbody> </table>	分類	態様	第一局面 (大震災発生直後)	・略 ・略	<p>(3) 交通規制の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一局面 (災害発生直後)</td> <td>・略 ・略</td> </tr> </tbody> </table>	分類	態様	第一局面 (災害発生直後)	・略 ・略	表記の整理
分類	態様											
第一局面 (大震災発生直後)	・略 ・略											
分類	態様											
第一局面 (災害発生直後)	・略 ・略											
		<p>(4) 強制排除措置</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは<u>道路管理者</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立往生車両等の移動について要請することができる。</p>	<p>(4) 強制排除措置</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは<u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立往生車両等の移動について要請することができる。</p>	法令文に表記を合わせるため修正								
		<p>(5)～(6) 略</p> <p>3 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、<u>(追加)</u>それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災対法第76条の3の規定により<u>災害時における交通規制等を措置することができる。</u></p>	<p>(5)～(6) 略</p> <p>3 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、<u>緊急交通路において</u>それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災対法第76条の3の規定により<u>緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。</u></p>	法令文に表記を合わせるため修正								
		<p>その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。<u>(追加)</u></p>	<p>その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。<u>(別記1)</u></p>	表記の整備								

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>4 自動車運転者に対する指導 災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。 ア <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間</u>以外の場所 イ <u>区域を指定して交通の規制が行われたときは、</u>道路以外の場所</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>5 相互協力 (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ<u>道路管理者</u>及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。 (2) 略</p> <p><u>◎様式1-22-4 (追加)</u></p>	<p><u>-22-4 措置命令・措置通知書参照)</u></p> <p>4 自動車運転者に対する指導 災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>災対法第76条の2の規定により、緊急交通路</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。 ア <u>緊急交通路に指定された区間</u>以外の場所 イ <u>緊急交通路の区域に指定されたときは、</u>道路以外の場所</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>5 相互協力 (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ<u>道路管理者等</u>及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。 (2) 略</p> <p><u>◎様式1-22-4 措置命令・措置通知書 略</u></p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p>
22	197	<p>第23節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 略 第1 給水対策 1 略 2 給水体制</p>	<p>第23節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 略 第1 給水対策 1 略 2 給水体制</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考																																				
		<p>(1) ～ (3) 略 (4) 給水能力 給水能力-4 (その他)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 29 年 6 月 1 日</u></p> <table border="1" data-bbox="257 422 1048 694"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>100</td> <td>容量 1.0m³ (上下水道局 84、区役所 16)</td> </tr> <tr> <td>応 急 給 水 層 (組 立 式)</td> <td>12</td> <td>容量 1.0m³ (上下水道局)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>簡 易 ポ リ エ チ レ ン 容 器</td> <td>78,000</td> <td>5 ℓ/個 (上下水道局)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 水道施設対策 略 1 略 2 優先して復旧する配水管 (1) ～ (2) 略 (3) 指定避難所・救急病院・救急診療所・人工透析治療病院、<u>災害時要援護者</u>施設、公共施設への給水のために必要な配水管及び災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路 なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して水量を確保し、給水の早期開始を図るとともに、仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。 3 ～ 5 略 第 3 略</p>	資 機 材 名	数 量	備 考	応 急 給 水 槽	100	容量 1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)	応 急 給 水 層 (組 立 式)	12	容量 1.0m ³ (上下水道局)	略	略	略	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	簡 易 ポ リ エ チ レ ン 容 器	78,000	5 ℓ/個 (上下水道局)	<p>(1) ～ (3) 略 (4) 給水能力 給水能力-4 (その他)</p> <p style="text-align: right;"><u>令和元年 6 月 1 日</u></p> <table border="1" data-bbox="1075 422 1865 694"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽 (<u>バルーン式</u>)</td> <td>100</td> <td>容量 1.0m³ (上下水道局 84、区役所 16)</td> </tr> <tr> <td>応 急 給 水 槽 (組 立 式)</td> <td>25</td> <td>容量 1.0m³ (上下水道局)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>非 常 用 給 水 袋</td> <td>20,000</td> <td>6 ℓ/個 (上下水道局)</td> </tr> <tr> <td>簡 易 ポ リ エ チ レ ン 容 器</td> <td>78,000</td> <td>5 ℓ/個 (上下水道局)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 水道施設対策 略 1 略 2 優先して復旧する配水管 (1) ～ (2) 略 (3) 指定避難所・救急病院・救急診療所・人工透析治療病院、<u>要配慮者</u>施設、公共施設への給水のために必要な配水管及び災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路 なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して水量を確保し、給水の早期開始を図るとともに、仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。 3 ～ 5 略 第 3 略</p>	資 機 材 名	数 量	備 考	応 急 給 水 槽 (<u>バルーン式</u>)	100	容量 1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)	応 急 給 水 槽 (組 立 式)	25	容量 1.0m ³ (上下水道局)	略	略	略	非 常 用 給 水 袋	20,000	6 ℓ/個 (上下水道局)	簡 易 ポ リ エ チ レ ン 容 器	78,000	5 ℓ/個 (上下水道局)	<p>時点修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
資 機 材 名	数 量	備 考																																						
応 急 給 水 槽	100	容量 1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)																																						
応 急 給 水 層 (組 立 式)	12	容量 1.0m ³ (上下水道局)																																						
略	略	略																																						
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																						
簡 易 ポ リ エ チ レ ン 容 器	78,000	5 ℓ/個 (上下水道局)																																						
資 機 材 名	数 量	備 考																																						
応 急 給 水 槽 (<u>バルーン式</u>)	100	容量 1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)																																						
応 急 給 水 槽 (組 立 式)	25	容量 1.0m ³ (上下水道局)																																						
略	略	略																																						
非 常 用 給 水 袋	20,000	6 ℓ/個 (上下水道局)																																						
簡 易 ポ リ エ チ レ ン 容 器	78,000	5 ℓ/個 (上下水道局)																																						

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>【電力施設応急復旧計画（<u>中部電力株式会社</u>）】</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 応急対策（電力復旧）</p> <p>1 略</p> <p>2 非常災害対策本部の設置</p> <p>各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、支店及び関係事業場に対策本部を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="255 711 1037 911"> <thead> <tr> <th>本部名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中村電力センター</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>岩倉 〃</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	本部名	所在地	電話	中村電力センター	略	略	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	岩倉 〃	略	略	<p>【電力施設応急復旧計画（<u>中部電力株式会社</u>／<u>株式会社 JERA</u>）】</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 応急対策（電力復旧）</p> <p>1 略</p> <p>2 非常災害対策本部の設置</p> <p>各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、支店及び関係事業場に対策本部を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1072 711 1854 911"> <thead> <tr> <th>本部名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中村電力センター</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>旭名東 〃</u></td> <td><u>尾張旭市庄南町二丁目 1-10</u></td> <td><u>778-1271</u></td> </tr> <tr> <td>岩倉 〃</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	本部名	所在地	電話	中村電力センター	略	略	<u>旭名東 〃</u>	<u>尾張旭市庄南町二丁目 1-10</u>	<u>778-1271</u>	岩倉 〃	略	略	<p>分社化に伴う修正</p>
本部名	所在地	電話																										
中村電力センター	略	略																										
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																										
岩倉 〃	略	略																										
本部名	所在地	電話																										
中村電力センター	略	略																										
<u>旭名東 〃</u>	<u>尾張旭市庄南町二丁目 1-10</u>	<u>778-1271</u>																										
岩倉 〃	略	略																										
23	209	<p>第24節 交通施設の応急対策</p> <p>【市営交通】</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 活動要領</p> <p>1 略</p> <p>2 バス</p> <p>(1) 運転</p> <p>ア 運行途中において<u>路上の冠水が20センチに達したと認め</u>た場合は、注意運転を行い、<u>水深20センチ以下の場合であっても相当流量がある場合、運転を一時休止</u>する。</p>	<p>第24節 交通施設の応急対策</p> <p>【市営交通】</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 活動要領</p> <p>1 略</p> <p>2 バス</p> <p>(1) 運転</p> <p>ア 運行途中において<u>歩道の縁石が隠れる浸水の場合</u>は、注意運転を行い、<u>車内に浸水し始めた場合、運行見合わせ又はう回</u>をする。</p>	<p>災害発生時における市バスの運行扱いの変更に伴う修正</p>																								

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>イ 運行途中において風速が毎秒 15 メートル前後に達したと認めた場合は、注意運転を行い、毎秒 20 メートル以上に達したと認めた場合は、<u>一時退避か運転を中止</u>する。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>第 5 略</p>	<p>イ 運行途中において風速が毎秒 15 メートル前後に達したと認めた場合は、注意運転を行い、毎秒 20 メートル以上に達したと認めた場合は、<u>運行見合わせ</u>をする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>第 5 略</p>	
24	217	<p>第 26 節 急傾斜地崩壊災害対策計画</p> <p>第 1 ～ 第 2 略</p> <p>第 3 広報及び避難体制</p> <p>1 略</p> <p>2 避難</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等が崩壊する恐れのある場合または崩壊した場合は、区本部、土木隊、消防隊、その他の関係機関は、人命の安全を確保するため、周辺住民等に対して避難の指示、誘導等を実施する。</p> <p>なお、高齢者、障害者などの<u>災害時要援護者</u>への避難誘導等については、近隣居住者や自主防災会等の協力を得て、迅速かつ適切に実施するものとする。</p> <p>その他、避難に関する具体的な対策は「第 10 節 避難」に準じて行う。</p>	<p>第 26 節 急傾斜地崩壊災害対策計画</p> <p>第 1 ～ 第 2 略</p> <p>第 3 広報及び避難体制</p> <p>1 略</p> <p>2 避難</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等が崩壊する恐れのある場合または崩壊した場合は、区本部、土木隊、消防隊、その他の関係機関は、人命の安全を確保するため、周辺住民等に対して避難の指示、誘導等を実施する。</p> <p>なお、高齢者、障害者などの<u>要配慮者</u>への避難誘導等については、近隣居住者や自主防災会等の協力を得て、迅速かつ適切に実施するものとする。</p> <p>その他、避難に関する具体的な対策は「第 10 節 避難」に準じて行う。</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
25	233 p	<p>第 33 節 鉄道災害対策計画</p> <p>第 1 ～ 第 3 略</p> <p>第 4 各鉄道事業者の災害応急対策</p>	<p>第 33 節 鉄道災害対策計画</p> <p>第 1 ～ 第 3 略</p> <p>第 4 各鉄道事業者の災害応急対策</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>【市営交通】 別紙1 ◎市営交通の事故対策本部の構成</p> <p>別紙2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路</p>	<p>【市営交通】 別紙1 ◎市営交通の事故対策本部の構成</p> <p>別紙2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路</p>	<p>組織改正及び名称 変更等に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
第2章 災害復旧計画																												
26	251	<p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>略</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象災害</th> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰金</td> <td>次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害</td> <td>死亡した者の遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母) <u>(追加)</u></td> <td>(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td> <td>(3)その他内閣総理大臣が定める災害</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>2 災害援護資金</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 貸付条件</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 利率(年利) <u>3%(据置期間は無利子)</u></p> <p>エ 保証人 <u>連帯保証人1名</u></p> <p>(5) 略</p>	種類	対象災害	対象者	支給額	災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害	死亡した者の遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母) <u>(追加)</u>	(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円	災害障害見舞金	(3)その他内閣総理大臣が定める災害	略	略	<p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>略</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象災害</th> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰金</td> <td>次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害</td> <td>死亡した者の遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・<u>兄弟姉妹</u>)</td> <td>(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td> <td>(3)その他内閣総理大臣が定める災害</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>2 災害援護資金</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 貸付条件</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 利率(年利) <u>無利子(保証人を立てない場合にあっては、年1%(据置期間は無利子))</u></p> <p>エ 保証人 <u>連帯保証人1名(ただし、保証人を立てることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。)</u></p> <p>(5) 略</p>	種類	対象災害	対象者	支給額	災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害	死亡した者の遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・ <u>兄弟姉妹</u>)	(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円	災害障害見舞金	(3)その他内閣総理大臣が定める災害	略	略	<p>表記の整備</p> <p>名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正に伴う修正</p>
種類	対象災害	対象者	支給額																									
災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害	死亡した者の遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母) <u>(追加)</u>	(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円																									
災害障害見舞金	(3)その他内閣総理大臣が定める災害	略	略																									
種類	対象災害	対象者	支給額																									
災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害	死亡した者の遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・ <u>兄弟姉妹</u>)	(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円																									
災害障害見舞金	(3)その他内閣総理大臣が定める災害	略	略																									

風水害編

連番	頁	修正前	修正後	備考														
		<p>第3～第8 略</p> <p>第9 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資 小規模企業等振興資金（表略）</p> <p>(※) <u>平成30年4月1日現在</u> 経営安定資金（表略）</p> <p>(※) <u>平成30年4月1日現在</u></p> <p>3 略</p> <p>第10 略</p> <p>◎様式2-1-1 り災者台帳中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="304 858 990 1185"> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSH</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSH</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSH</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSH</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSH</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSH</u></td> </tr> </table> <p>」</p> <p>◎様式2-1-2 り災証明願中</p> <p>「このたび、<u>平成 年 月 日</u>に発生した」</p>	生年月日	<u>MTSH</u>	<u>MTSH</u>	<u>MTSH</u>	<u>MTSH</u>	<u>MTSH</u>	<u>MTSH</u>	<p>第3～第8 略</p> <p>第9 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資 小規模企業等振興資金（表略）</p> <p>(※) <u>平成31年4月1日現在</u> 経営安定資金（表略）</p> <p>(※) <u>平成31年4月1日現在</u></p> <p>3 略</p> <p>第10 略</p> <p>◎様式2-1-1 り災者台帳中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1124 858 1809 1185"> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSHR</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSHR</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSHR</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSHR</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSHR</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>MTSHR</u></td> </tr> </table> <p>」</p> <p>◎様式2-1-2 り災証明願中</p> <p>「このたび、<u> 年 月 日</u>に発生した」</p>	生年月日	<u>MTSHR</u>	<u>MTSHR</u>	<u>MTSHR</u>	<u>MTSHR</u>	<u>MTSHR</u>	<u>MTSHR</u>	<p>時点修正</p> <p>改元に伴う修正</p> <p>改元に伴う修正</p>
生年月日																		
<u>MTSH</u>																		
<u>MTSH</u>																		
<u>MTSH</u>																		
<u>MTSH</u>																		
<u>MTSH</u>																		
<u>MTSH</u>																		
生年月日																		
<u>MTSHR</u>																		
<u>MTSHR</u>																		
<u>MTSHR</u>																		
<u>MTSHR</u>																		
<u>MTSHR</u>																		
<u>MTSHR</u>																		

連番	頁	修正前	修正後	備考																												
		<p>「</p> <table border="1" data-bbox="320 277 992 651"> <tr><td>生 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> </table> <p>」</p> <p>「上記のとおり相違ないことを証明します。 <u>平成 年 月 日</u>」</p> <p>◎様式 2-1-3 被災証明願中 「<u>平成 年 月 日</u>」</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="304 1007 987 1353"> <tr><td>生 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u> 年 月 日</td></tr> </table> <p>」</p>	生 年 月 日	<u>明・大・昭・平</u>	<u>明・大・昭・平</u>	<u>明・大・昭・平</u>	<u>明・大・昭・平</u>	<u>明・大・昭・平</u>	<u>明・大・昭・平</u>	生 年 月 日	<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日	<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日	<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日	<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日	<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日	<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日	<p>「</p> <table border="1" data-bbox="1137 277 1809 651"> <tr><td>生 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> </table> <p>」</p> <p>「上記のとおり相違ないことを証明します。 <u>年 月 日</u>」</p> <p>◎様式 2-1-3 被災証明願中 「<u>年 月 日</u>」</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1122 1007 1805 1353"> <tr><td>生 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日</td></tr> </table> <p>」</p>	生 年 月 日	<u>明・大・昭・平・令</u>	<u>明・大・昭・平・令</u>	<u>明・大・昭・平・令</u>	<u>明・大・昭・平・令</u>	<u>明・大・昭・平・令</u>	<u>明・大・昭・平・令</u>	生 年 月 日	<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日	<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日	<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日	<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日	<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日	<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日	<p>改元に伴う修正</p>
生 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
生 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日																																
生 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
生 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日																																
<u>明・大・昭・平・令</u> 年 月 日																																

風水害編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																								
		<p>◎様式 2-1-4 被災証明書中 「<u>平成</u> 年 月 日」 「 <table border="1" data-bbox="309 435 994 812"> <thead> <tr> <th>生</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>明・大・昭・平</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td><u>明・大・昭・平</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td><u>明・大・昭・平</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td><u>明・大・昭・平</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td><u>明・大・昭・平</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td><u>明・大・昭・平</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </tbody> </table> </p>	生	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<p>◎様式 2-1-4 被災証明書中 「<u> </u> 年 月 日」 「 <table border="1" data-bbox="1126 435 1812 812"> <thead> <tr> <th>生</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>明・大・昭・平・令</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td><u>明・大・昭・平・令</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td><u>明・大・昭・平・令</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td><u>明・大・昭・平・令</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td><u>明・大・昭・平・令</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td><u>明・大・昭・平・令</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </tbody> </table> </p>	生	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<p>改元に伴う修正</p>
生	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
生	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									